

若桜町
地域福祉計画・地域福祉活動計画
(2025年度～2029年度)



目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 地域福祉とは.....	1
2 計画策定の背景・趣旨.....	2
3 地域福祉を推進する上での現状と課題.....	5
4 計画の位置付け.....	7
5 本計画とSDGsとの関係.....	10
6 福祉圏域の考え方.....	11
第2章 地域の特性と課題	12
1 町の現状.....	12
2 現行計画の達成度.....	19
3 町民のニーズ.....	22
4 現状の課題.....	29
第3章 計画の基本目標と施策の体系	30
1 基本理念.....	30
2 3つの基本目標.....	31
3 施策の体系.....	32
4 重点的な取組.....	33
第4章 施策の展開	34
1 みんなが「ふれあうまち」づくり.....	34
（1）地域福祉の意識向上.....	34
（2）地域福祉の体制づくりと担い手の育成.....	35
（3）地域組織の活性化とネットワークづくり.....	37
2 みんなが暮らしやすい「人にやさしいまち」づくり.....	38
（1）相談体制の充実.....	38
（2）情報提供の充実.....	40
（3）福祉サービスの充実.....	41
（4）福祉基盤の充実.....	42
（5）健康づくり・介護予防の充実.....	43
（6）子どもの貧困対策.....	44
3 みんなで支え合う「安心のまち」づくり.....	46
（1）緊急時の支援の充実.....	46
（2）権利擁護の推進.....	48
（3）安全・安心な地域づくり.....	49
第5章 計画推進のために	51
1 協働体制の確立.....	51

(1) 地域・町民の役割	51
(2) 町社協の役割	51
(3) 町の役割.....	51
(4) 社会福祉法人の役割	52
(5) 民生委員・児童委員、主任児童委員の役割.....	52
2 計画の点検・評価.....	52

第1章 計画策定にあたって

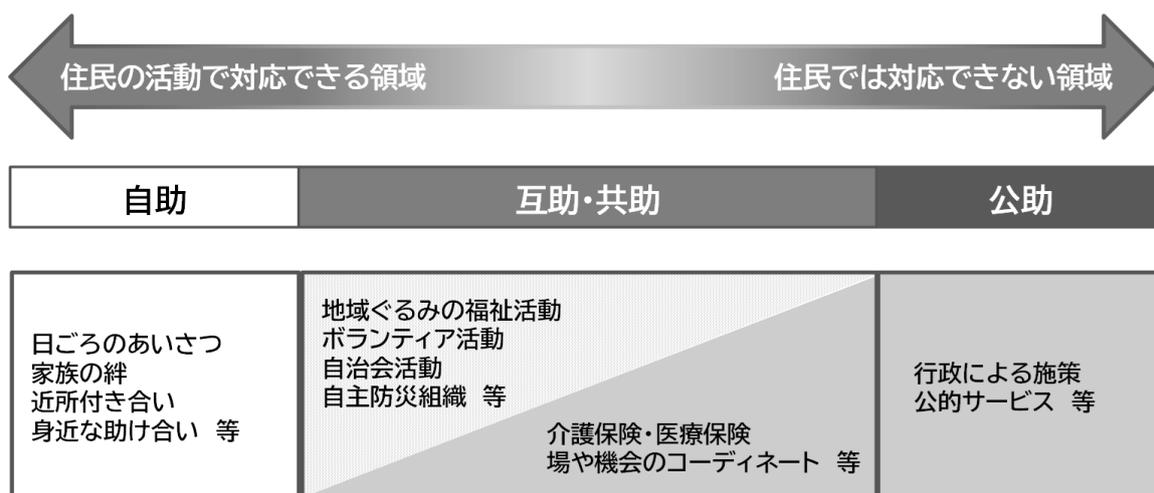
1 地域福祉とは

「福祉」とは、特定のだけかだけでなく、みんなが幸せになれるような取り組みや活動を言いますが、「地域福祉」とは、私たち一人ひとりが地域社会の一員であることを認識しつつ、居住する地域において安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域の福祉課題の解決に取り組む考え方のことを言います。

課題を解決する取り組み方として、個人や家庭の努力による解決（＝自助）のほかに、近所や地域、ボランティア等による助けあい・支えあいや介護保険・医療保険等の相互負担による制度の活用（＝互助・共助）や、公的サービスによる課題解決の方法（＝公助）が考えられます。

これからは従来の縦割りで固定的な役割分担ではなく、「地域福祉」の視点から包括的な支援体制を整備することが求められています。そのため、行政や若桜町社会福祉協議会（以下「町社協」という。）をはじめ、各種団体や地域住民がそれぞれの役割を担い、連携・協働することが重要です。

《自助・互助・共助・公助の関係性》



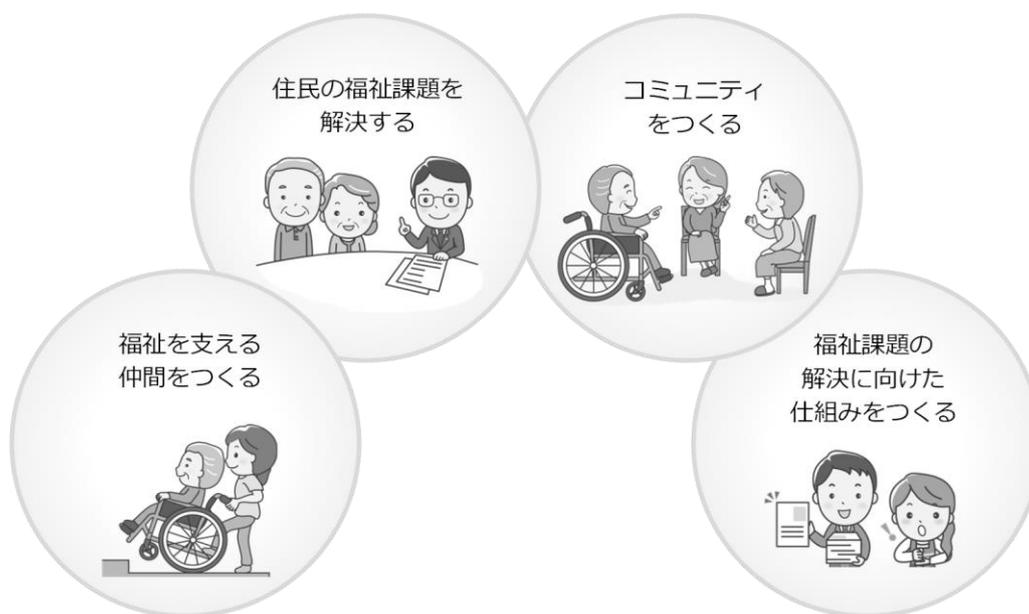
2 計画策定の背景・趣旨

本町の近年の現状として、総人口の減少に加え、少子高齢化や独居高齢者・高齢者のみ世帯の増加が顕著となってきています。また、社会情勢や生活環境の変化によりライフスタイルや価値観の多様性の広がりが見られる中で、一人ひとりが抱える課題も複雑化・複合化してきています。これらの課題に対応するには、個人の努力や行政による福祉サービスだけでは十分ではなく、地域住民同士でお互いの福祉ニーズを認識し、地域全体で課題の解決に向けた取り組みを進めることが求められています。

国においては、平成12年に社会福祉事業法が改正されて社会福祉法となり、個人の自立支援、利用者による選択の尊重、サービスの効率化等を柱とした新しい社会福祉の方向性が示され、「地域福祉の推進」が社会福祉の基本理念の一つとして位置づけられました。さらに平成29年には社会福祉法が介護保険法等とともに改正され、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながる「地域共生社会」の実現をめざす方向性が示されました。

国が提唱する「地域共生社会」の実現に向けて、本町でも「地域福祉」に関する取り組みを一層推進し、地域住民同士の助けあい・支えあいの心による生活の質の向上と、すべての人がいつまでも安全・安心に住み続けられる地域の実現をめざす必要があります。

こうした背景から、地域に関わるすべての人と行政が一体となって、総合的な福祉施策を推進する「若桜町地域福祉計画・地域福祉活動計画」（以下「本計画」という。）を策定し、住民が安全・安心に生活できる地域共生社会の実現をめざします。



◆「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりに関する国の動き◆

年月	内 容
平成 27 (2015) 年 9 月	「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」（「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討 PT」報告） 多機関の協働による包括的支援体制構築事業（平成 28 年度予算）
平成 28 (2016) 年 4 月 6 月 7 月 10 月 12 月	「障害者差別解消法」が施行 「ニッポン一億総活躍プラン」（閣議決定）に地域共生社会の実現が盛り込まれる 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置 地域力強化検討会（地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会）の設置 地域力強化検討会 中間とりまとめ 「我が事・丸ごと」の地域づくりの強化に向けたモデル事業（平成 29 年度予算）
平成 29 (2017) 年 2 月 5 月 9 月 12 月	社会福祉法改正案（地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案）を提出 「「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）」を「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部で決定 社会福祉法改正案の可決・成立 ※改正法の附則において、「公布後 3 年を目処として、市町村における包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定。 地域力強化検討会 最終とりまとめ 「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の策定・公表及び関連通知の発出
平成 30 (2018) 年 4 月	改正社会福祉法の施行
令和元 (2019) 年 5 月 7 月 12 月	地域共生社会推進検討会（地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会）設置 地域共生社会推進検討会 中間とりまとめ 地域共生社会推進検討会 最終とりまとめ
令和 2 (2020) 年 3 月 6 月	社会福祉法等改正法案（地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案）を提出 改正社会福祉法の可決・成立

令和3（2021）年4月 12月	「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」の施行 「孤独・孤立対策の重点計画 令和3年度」が閣議決定
令和4（2022）年3月	「第二期成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定
令和5（2023）年3月 6月	「第二次再犯防止推進計画」が閣議決定 「孤独・孤立対策推進法」が公布
令和6（2024）年4月	「孤独・孤立対策推進法」が施行 「障害者差別解消法」が改正

3 地域福祉を推進する上での現状と課題

国において、各自治体で地域福祉を推進する上での現状と課題として、次のような内容が示されています。

地域福祉をめぐる現状と課題
<p>●世帯の複合課題</p> <ul style="list-style-type: none">・高齢の親と働いていない独身の50歳代の子が同居している世帯（いわゆる「8050問題」）・介護と育児に同時に直面する世帯（いわゆる「ダブルケア」）・障がい児の親が高齢化し介護を要する世帯・様々な課題が複合して生活が困窮している世帯・保護者の都合や家庭の事情等により、家事や家族の世話を日常的に行っている子ども（いわゆる「ヤングケアラー」）
<p>●制度の狭間にある課題</p> <ul style="list-style-type: none">・制度の対象外、基準外、一時的なケース（生活保護費を下回る収入しか得られない「ワーキングプア」、障がい者と認定されない発達障がい等の「障がいを持つ人」等）
<p>●自ら相談に行く力がない</p> <ul style="list-style-type: none">・頼る人がいない、自ら相談に行くことが困難・社会的孤立・排除、一例である「ごみ屋敷」、地域住民から見ると「気付いていても何もできない」（見て見ぬふり）
<p>●地域の福祉力の脆弱化</p> <ul style="list-style-type: none">・少子高齢化や人口減少の進行、自治会・町内会の加入率減少等による地域で課題を解決していくという地域力の脆弱化
<p>●新たな地域課題</p> <ul style="list-style-type: none">・単身世帯の増加、賃貸住宅への入居時の保証の問題、入院時の対応や看取り、死亡後の対応等、成年後見を含め新たな生活支援の必要性

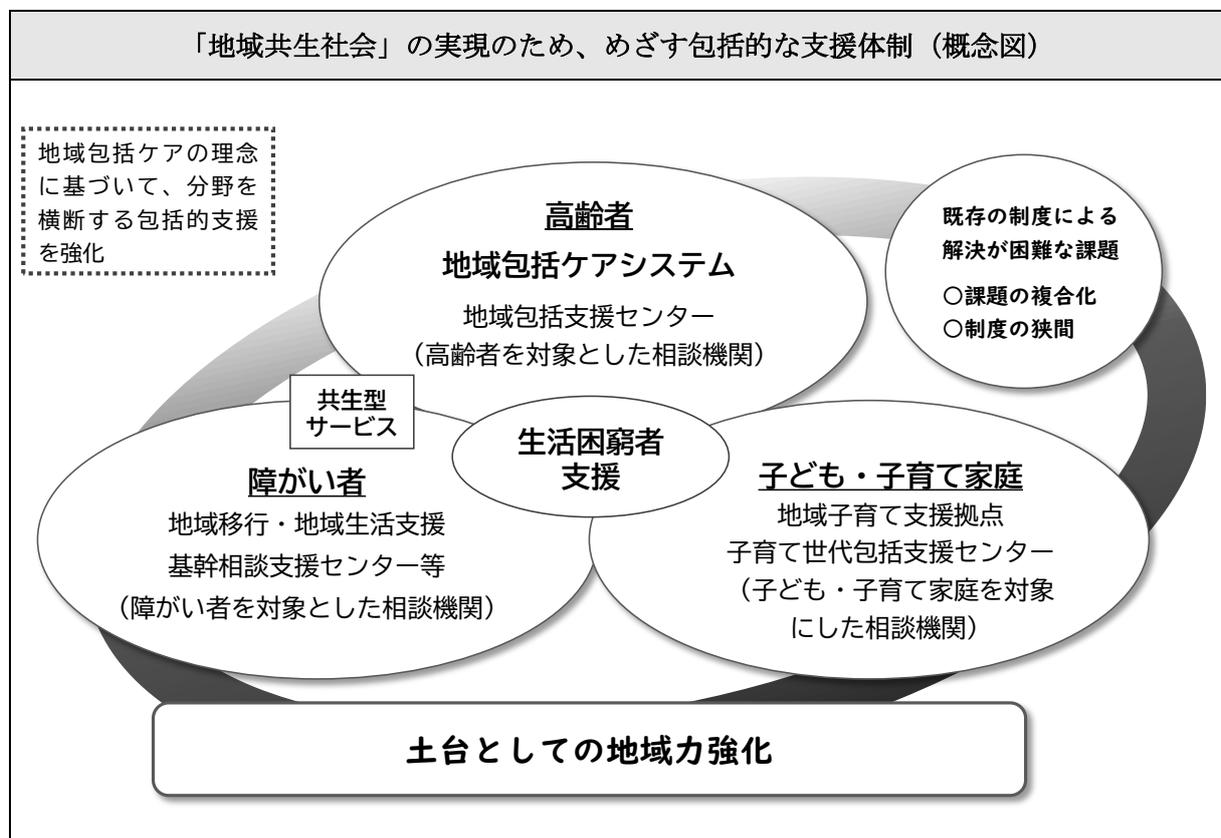
上記の現状と課題を踏まえて、平成29年の社会福祉法の改正により、各自治体が策定する地域福祉計画について福祉関連個別計画の上位計画に位置づけるとともに、地域福祉計画において福祉関連計画の各分野における共通事項を定める必要性が示されました。

さらに、地域共生社会の実現に向けて、支援を必要とする地域住民が抱える多様で複合的な生活課題について、地域住民や公私の福祉関係者による把握と関係機関との連携等による解決が図られる地域福祉の方法が明記されるとともに、地域福祉計画に盛り込むべき事項について、次の5つが示されました。

- ① 地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項
- ⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事項（法第106条の3第1項各号に掲げる事業を実施する場合）

上記5つの事項により、縦割りでない分野横断的な支援やサービス（居住や就労等への支援、共生型サービスの展開、分野横断的な事業の実施、虐待防止や権利擁護等）のさらなる展開と、様々な分野をまたぐ複合的な課題に対して相談者や世帯の属性や年齢に関わらず受け止めて支援につなぐ包括的な相談支援体制の構築が求められています。

本町では、このような策定の視点に基づいて、これまで推進してきた福祉関連個別計画の様々な施策の共通軸を定めるとともに、地域共生社会の実現に向けて、地域住民や公私の社会福祉関係者の連携を強めて地域力を高める取り組みを推進します。そのため、地域の現状と課題を把握し、関係機関と情報共有しながら施策・事業を展開することとし、福祉に根ざした地域づくりと包括的な支援体制づくりを着実に推進します。



4 計画の位置付け

(1) 地域福祉計画・地域福祉活動計画の法的根拠等

「地域福祉計画」は、社会福祉法第 107 条の規定に基づき、市町村が行政計画として策定するものであり、「地域の助け合いによる福祉（地域福祉）」を推進するために、人と人とのつながりを基本として、「顔のみえる関係づくり」、「ともに生きる社会づくり」を目指すための「理念」と「仕組み」をつくる計画です。

「地域福祉活動計画」は、社会福祉法第 109 条の規定に基づく民間組織である社会福祉協議会が活動計画として策定するものであり、「全ての住民」、「地域で福祉活動を行う者」、「福祉事業を経営する者」が相互に協力して、地域福祉の推進を目的とする実践的な活動・行動計画です。地域福祉を進める上での町全体の理念や仕組みをつくる計画が地域福祉計画であり、それを実現・実行するための中核をなす社会福祉協議会の行動の在り方を定める計画が地域福祉活動計画と位置付けます。

社会福祉法（抜粋）

第 1 条（目的）

この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

第 4 条（地域福祉の推進）

地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

第 107 条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

第 109 条（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあっては（中略）が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

(2) 福祉に関する分野の国の動向

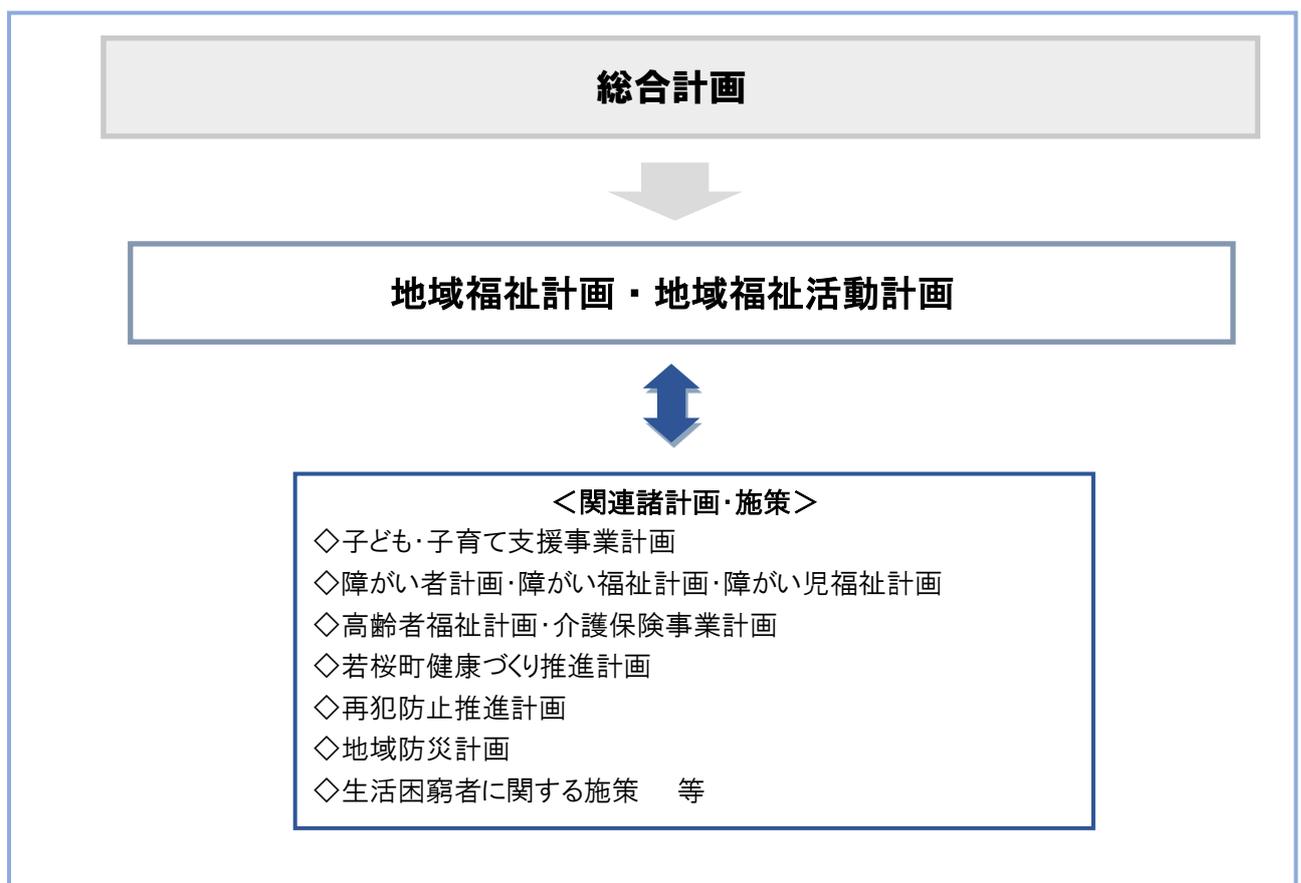
高齢者福祉・介護保険	令和6年度からはじまった第9期介護保険事業計画では、中長期的な視点からの地域包括ケアシステムの深化や地域共生社会の実現と持続可能な介護保険制度の推進が求められています。
障がい者制度	改正障害者差別解消法が令和6年4月に施行され、事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化（以前は努力義務）されました。
自死対策	令和4年10月に新たな自殺総合対策大綱が閣議決定され、子ども・若者の自死対策のさらなる推進・強化や女性に対する支援の強化、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた対策の推進などを追加し、総合的な自死対策の推進・強化を掲げています。
成年後見制度	令和元年6月の法律改正では、成年後見制度を利用している方の人権が尊重され、不当に差別されないよう、成年被後見人等に係る欠格条項を一律に削除し、資格等に相応しい能力の有無を個別的・実質的に審査・判断する仕組みへと改めました。
子ども分野	子どもの利益を第一に考え、子どもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据え（こどもまんなか社会）、子どもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするための新たな司令塔として、令和5年4月にこども家庭庁が創設されました。
再犯防止推進	平成28年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行、地方自治体に対して、地域の実情に応じた再犯防止に関する施策の策定及び実施の責務を有することを明示しました。
生活困窮者支援	一人暮らしの高齢者が増えている現状や、家を持つことが難しい人々への支援の強化を目的として、令和6年2月に生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案が提出され、令和7年4月に施行予定です。

(3) 地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体的に策定

「地域福祉計画」は、町による、地域福祉推進のための理念やしくみづくりを示すものであり、総合計画及び他の関連計画との連携・整合を図り、福祉分野の計画の基本的な指針となるものです。

「地域福祉活動計画」は、地域福祉計画との整合性を図りながら、地域住民やボランティアなどの自主的・自発的な取組について体系化した、民間活動の自主的な行動計画となるもので、地域福祉の推進役である町社協が策定します。本町及び町社協では、両計画の策定過程の共通化と取組の協働を図り、改めて本町の地域福祉の方向性と相互の役割等を確認し、より効果的に地域福祉を推進するため、一体的に策定します。

【計画の位置付け】



(4) 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5か年とします。

ただし、社会経済情勢や大きな制度の改正に柔軟に対応できるよう、必要に応じて見直しを行います。

【計画の期間】



5 本計画とSDGsとの関係

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。日本でも積極的に取り組まれており、本町においてもSDGsに参画できる取り組みを推進しています。

《本計画と特に関係が深いSDGs》



1. 貧困をなくそう

あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。



3. すべての人に健康と福祉を

あらゆる状態や立場の人の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。



11. 住み続けられるまちづくりを

あらゆる状態や立場の人を受け入れるとともに、安全かつ強靱で持続可能な地域社会を実現する。



16. 平和と公正をすべての人に

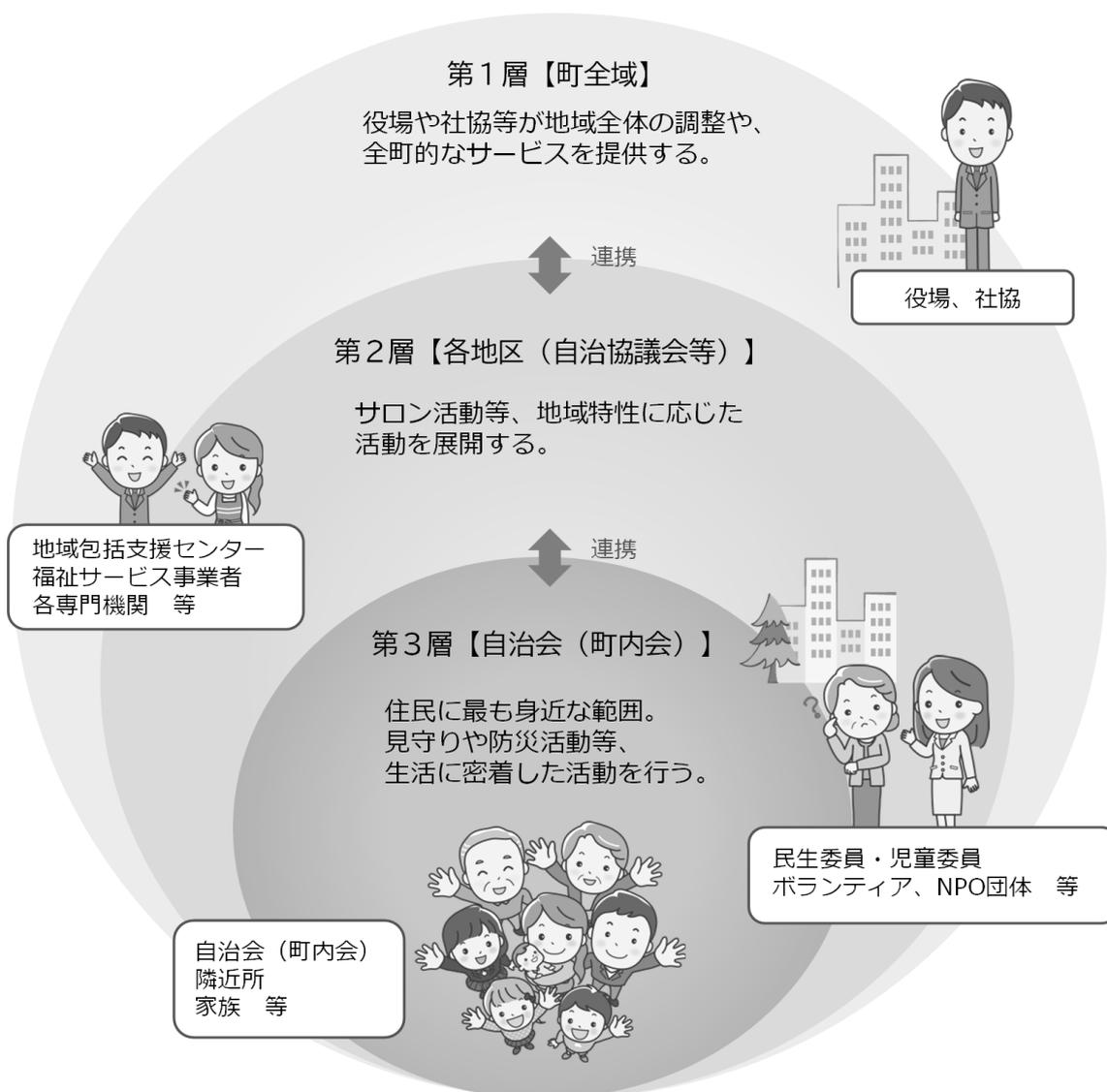
すべての人に司法や公的制度へのアクセスを提供し、あらゆる状態や立場の人を受け入れられる平和で公正な社会を実現する。

6 福祉圏域の考え方

地域福祉の施策や取組を展開する「圏域」の範囲は、取組や地域により様々な形態が考えられますが、本計画における「圏域」の範囲は、住民生活に最も身近な範囲と言える「自治会」、またこれらが集まった「各地区」、さらに「町全域」など、実施する活動内容などにより、柔軟な考え方が必要となります。

本計画では、地域の課題への取組について、その内容や地域の実情に合わせ、最も効果的な範囲において柔軟に取り組んでいくこととしています。

レベル	各レベルの考え方
第1層 町全域	総合的な施策・事業の範囲であり、社協、各専門機関等と連携。
第2層 各地区（自治協議会等）	地理的条件や生活環境に共通性がみられ、地域特性に応じた活動を行う。
第3層 自治会（町内会）	お互いに顔の見える最も身近な圏域であり、生活に密着した活動を行う。



第2章 地域の特性と課題

1 町の現状

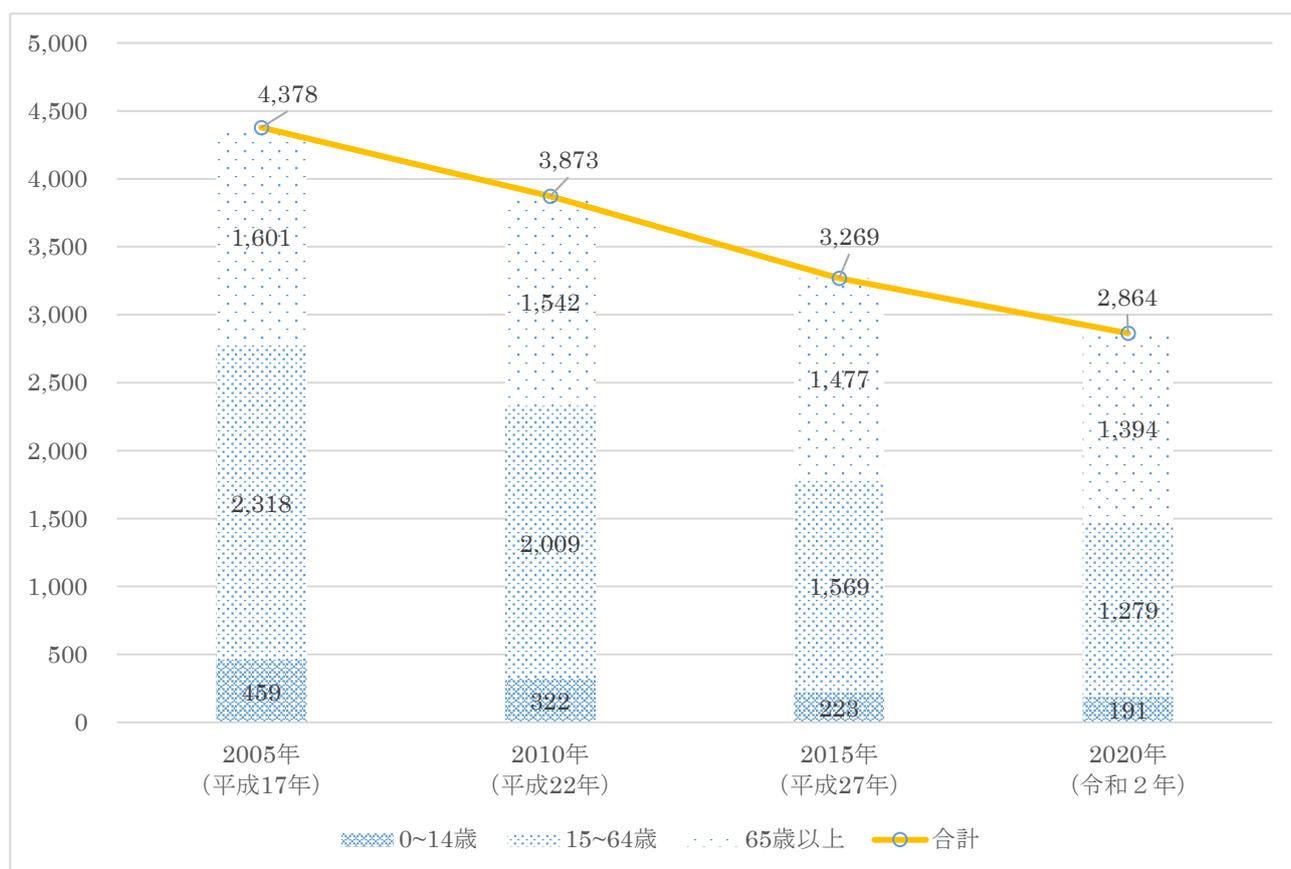
(1) 人口の動向

本町の総人口は、国勢調査結果でみると、減少傾向で推移し、2020（令和2）年では2,864人となっており、2005（平成17）年との比較では1,514人の減少となっています。

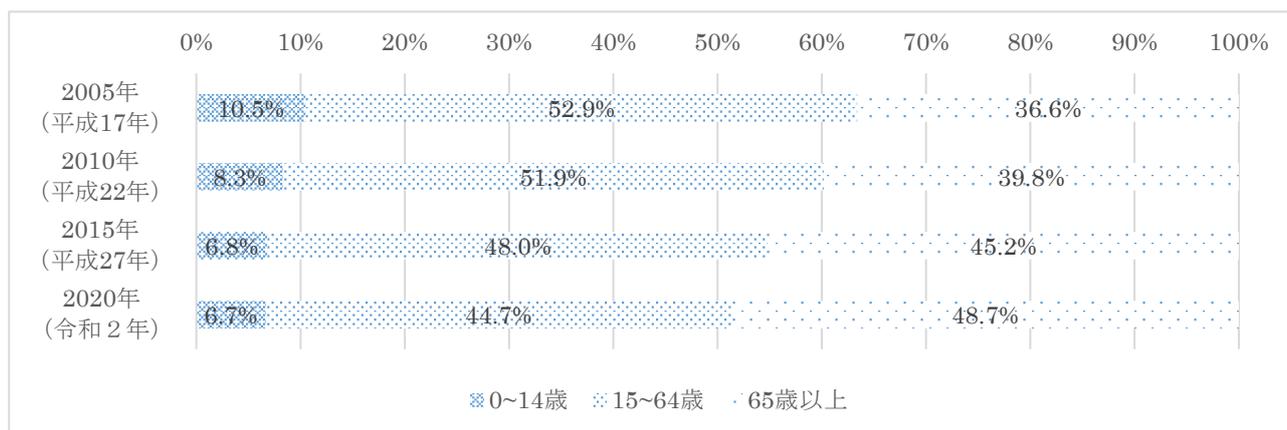
年齢3区分別人口では、「年少人口（0～14歳）」、「生産年齢人口（15～64歳）」、「高齢者人口（65歳以上）」とも減少傾向で推移しています。

年齢3区分別人口割合の推移をみると、「年少人口（0～14歳）」と「生産年齢人口（15～64歳）」が減少しているのに対して、「高齢者人口（65歳以上）」は増加しており、少子高齢化が強く進んでいます。

【年齢3区分別人口の推移】



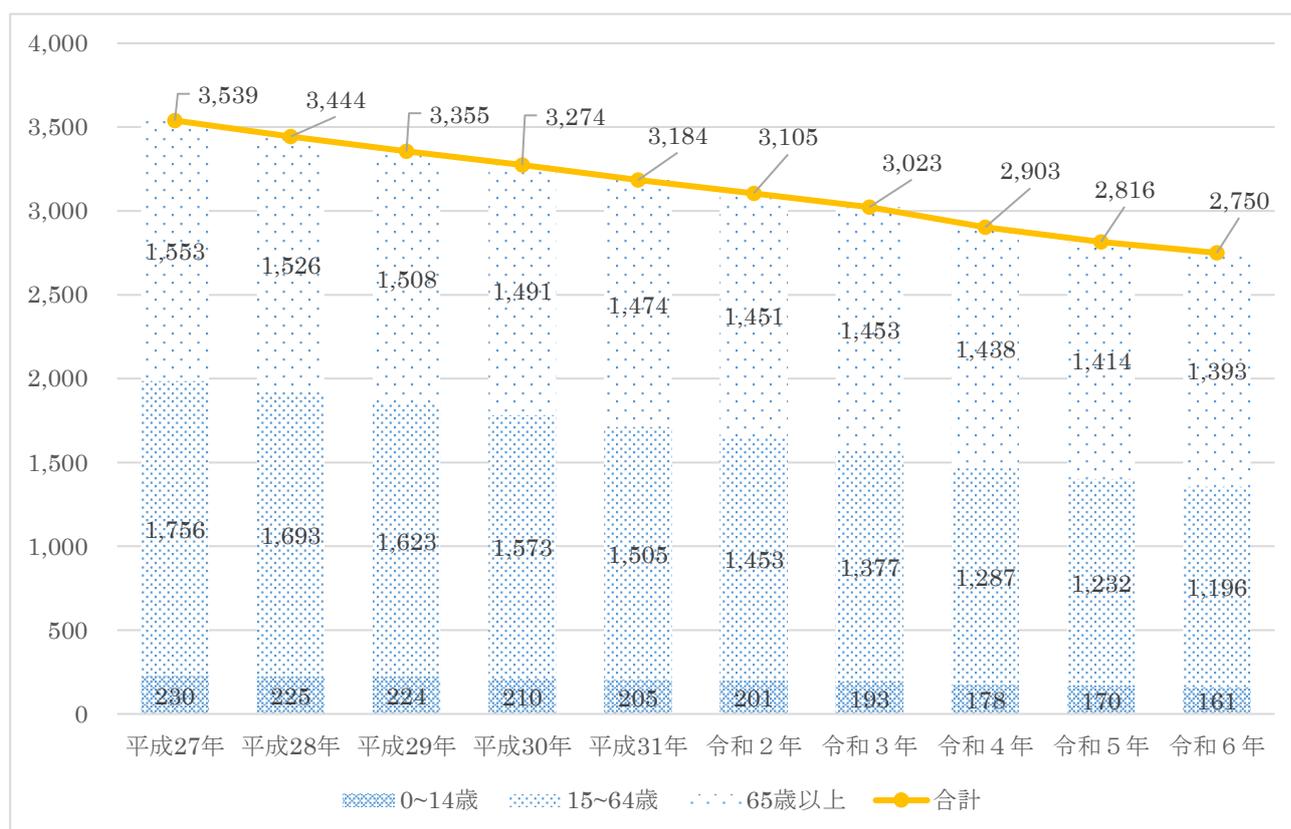
【年齢3区分別人口割合の推移】



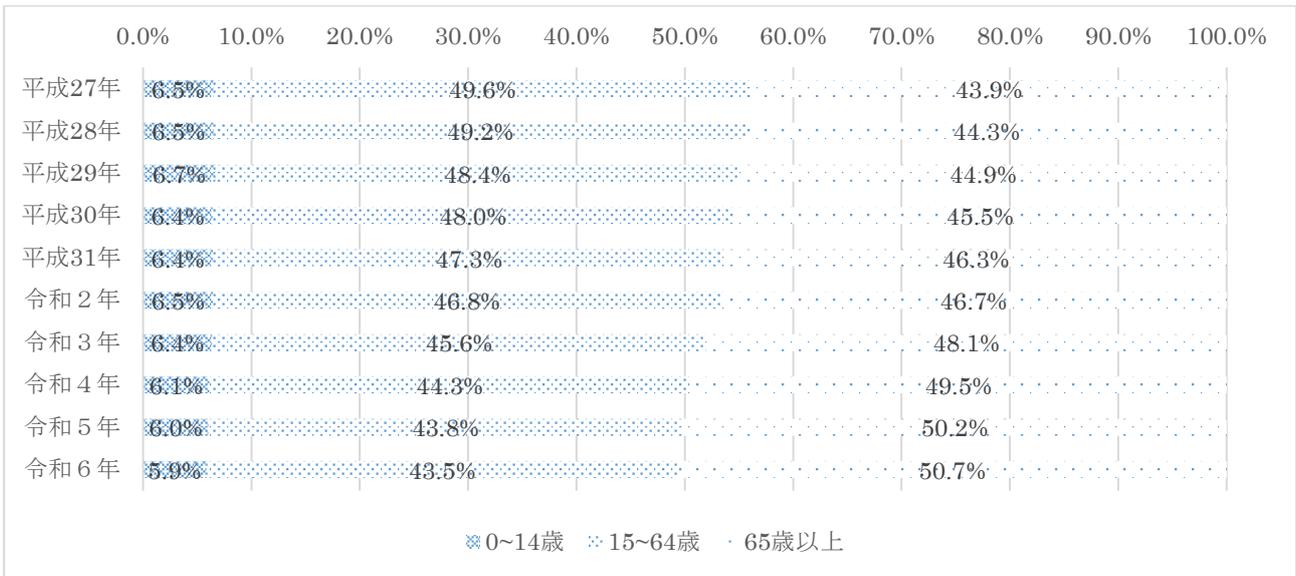
資料：国勢調査

本町の総人口は、住民基本台帳でみると、やはり減少傾向で推移しており、およそ10年で、789人の減少となっています。

【年齢3区分別人口の推移】



【年齢3区分別人口割合の推移】

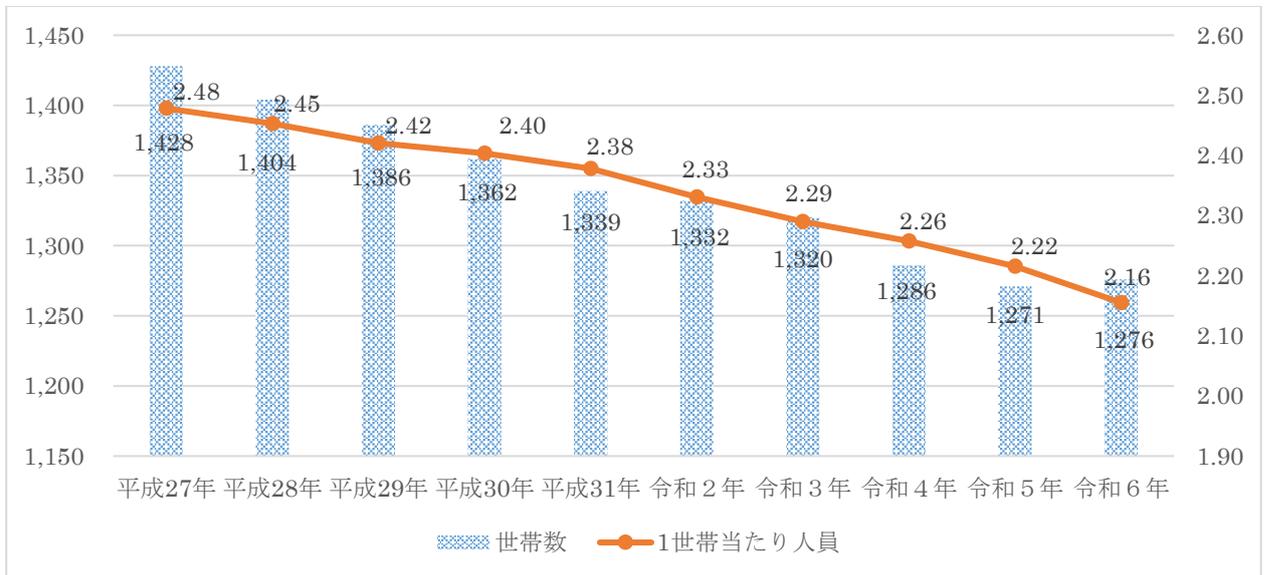


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

（2）世帯の動向

世帯数及び世帯当たり人員は、減少傾向で推移しています。

【世帯数・世帯当たり人員の推移】



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(3) 高齢者世帯の状況

高齢者のいる世帯は減少していますが、単独世帯が増加しています。

【高齢者世帯の状況】

		平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
65 歳以上の親族のいる一般世帯数	高齢者のいる世帯	1,042	1,004	946	894
	親族のみの世帯	826	780	702	634
	核家族世帯	427	449	462	449
	うち夫婦のみの世帯	254	246	253	238
	うち夫婦と子供からなる世帯	76	98	89	91
	核家族以外の世帯	615	555	484	185
	非親族を含む世帯	1	2	2	1
	単独世帯	215	222	242	259
	世帯の家族類型不詳	-	-	-	-

資料：国勢調査

(4) 要介護等認定状況

要介護等認定状況では、認定者数はやや増加の傾向です。

【要介護等認定状況】

	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
高齢者人口	1,471	1,452	1,455	1,442	1,419	1,392
認定者数	314	304	326	321	326	317
要支援 1	18	22	26	26	37	36
要支援 2	51	56	61	58	60	54
要介護 1	48	38	50	49	56	58
要介護 2	43	47	58	65	53	53
要介護 3	66	56	43	35	36	37
要介護 4	52	40	45	45	53	54
要介護 5	36	45	43	43	31	25
認定率	21%	21%	22%	22%	23%	23%

資料：地域包括見える化システム（各年度 4 月 1 日現在）

(5) 障がいのある人の状況

障がいのある人の状況では、65歳以上の身体障害者手帳所持者数は減少傾向で推移しています。

【障がいのある人の状況】

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
身体障害者手帳所持者(合計)	323	195	187	174	164	165
18歳未満	1	1	1	1	0	0
18～64歳	49	35	32	25	24	22
65歳以上	273	159	154	148	140	143
療育手帳所持者(合計)	41	43	44	42	42	44
18歳未満	4	6	5	4	3	5
18～64歳	33	32	33	31	32	33
65歳以上	4	5	6	7	7	6
精神障害者保健福祉手帳所持者(合計)	34	34	34	33	34	32
18歳未満	0	0	0	0	0	0
18～64歳	19	23	25	23	23	23
65歳以上	15	11	9	10	11	9

資料：町資料（各年度4月1日現在）

(6) 身体障害者手帳所持者の級別状況

身体障害者手帳保持者の級別状況では、全体的に減少傾向です。

【身体障害者手帳保持者の状況】

	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
合計	323	195	187	174	164	165	
区分	1級	125	64	58	60	55	57
	2級	54	35	33	28	26	25
	3級	49	33	33	30	27	30
	4級	58	37	38	35	37	36
	5級	16	13	12	12	11	10
	6級	21	13	13	9	8	7

資料：町資料（各年度4月1日現在）

(7) 療育手帳所持者の状況

療育手帳保持者の状況では、ほとんど同数で推移しています。

【療育手帳保持者の状況】

		平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
合計		41	43	44	42	42	44
区分	A (重度)	11	10	9	9	9	9
	B (軽度)	30	33	35	33	33	35

資料：町資料（各年度 4 月 1 日現在）

(8) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳保持者の状況では、ほとんど同数で推移しています。

【精神障害者保健福祉手帳保持者の状況】

		平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
合計		34	34	34	33	34	32
区分	1 級 (重度)	5	5	4	5	5	4
	2 級 (中度)	27	26	26	24	25	24
	3 級 (軽度)	2	3	4	4	4	4

資料：町資料（各年度 4 月 1 日現在）

(9) 生活保護の状況

生活保護の状況では、世帯数・人員ともに年々減少傾向です。

【生活保護の状況】

	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
世帯数	32	31	28	22	20	18
人員	41	41	33	24	21	19

資料：町資料（各年度 4 月 1 日現在）

(10) 民生委員・児童委員、主任児童委員の状況

民生委員・児童委員の状況では、令和 6 年度では 16 人となっています。

【民生委員・児童委員】

	平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
人数	20	20	21	21	17	16

資料：町資料（各年度 4 月 1 日現在）

(11) ボランティア団体等の状況

ボランティア団体等の状況では、団体数に変化はなく、人数がやや増加しています。
対して、個人では年々減少しています。

【ボランティア団体】

		平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
グループ	団体数	7	7	8	8	7
	人数	185	181	193	164	198
個人		196	190	163	154	94
登録人数の合計		381	371	356	318	292

資料：町社協資料（各年度 3 月 31 日現在）

(12) 子育て支援の利用状況

子育て支援の利用状況では、放課後児童クラブの延べ利用者数が増加しています。

【子育て支援】

		平成 31 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
子育て支援センター 延べ利用者数		334	135	191	132	272
預かり保育	登録者数	13	15	10	14	20
	延べ利用者数	113	77	116	90	108
放課後児童 クラブ	登録者数	27	27	23	30	30
	延べ利用者数	1,527	1,197	1,786	2,546	3,164
一時保育	登録者数	8	2	1	4	3
	延べ利用者数	33	0	1	17	3

資料：町資料（各年度 3 月 31 日現在）

(13) 自死者の推移

自死者はいません。

【自死者の状況】

	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
自死者	0	0	0	0	0	0

資料：町資料

2 現行計画の達成度

本評価は、第3次若桜町地域福祉計画策定の基礎資料とするために、現行計画の3つの柱ごと、それぞれに位置付けられている施策について、施策ごとに、「AからEの達成度」、「次期計画に向けて、考えられる課題や必要な取組」、「拡充」、「維持」、「効率化・統合」、「休・廃止」の方向について、評価基準日を令和7年3月31日（令和6年度終了）時点として、行政・社協の担当課の職員が自己評価を行ったものです。

● 3つの柱

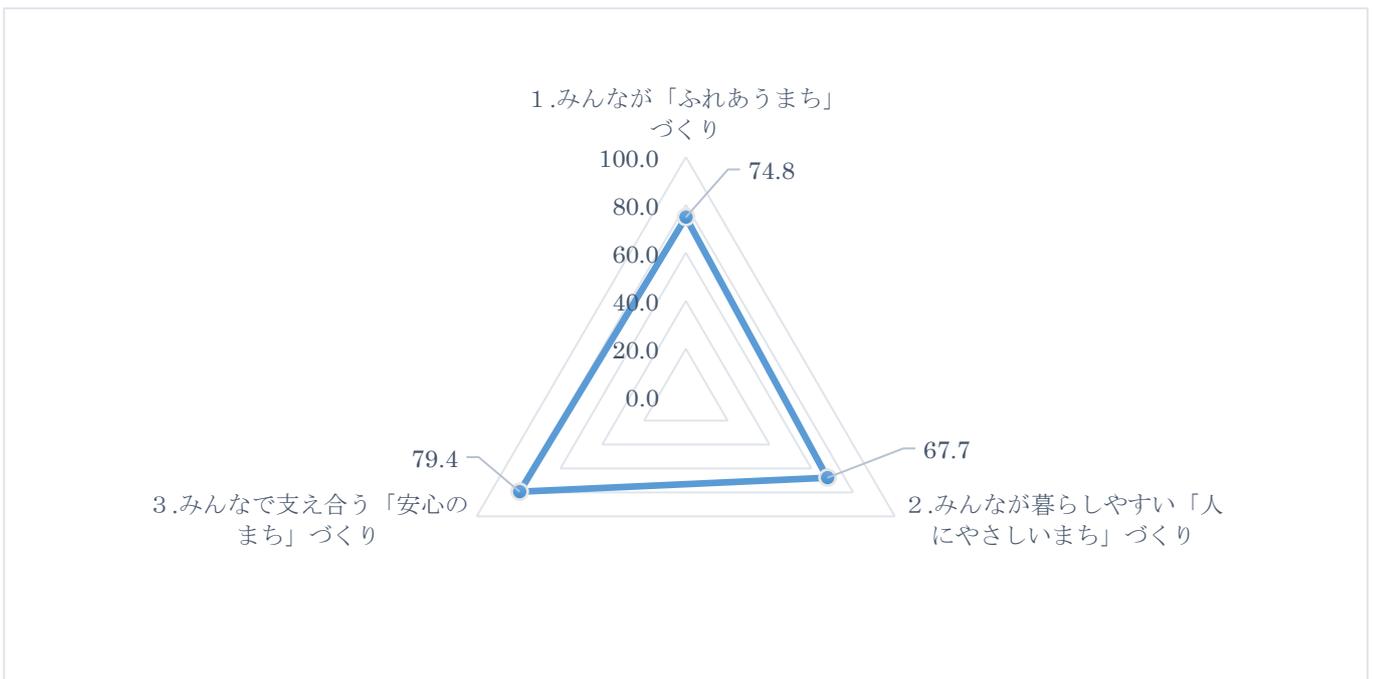
1	みんなが「ふれあうまち」づくり
2	みんなが暮らしやすい「人にやさしいまち」づくり
3	みんなを支え合う「安心のまち」づくり

(1) 全体の評価結果

施策の達成状況によりA～Eの評価を行い、それをもとに施策ごとの採点（A=100、B=80、C=60、D=40、E=20に配点）を行い、集計した結果、計画全体の評価点は72.2点となっています。

また、3つの柱ごとの評価点は、1つめの柱『みんなが「ふれあうまち」づくり』が74.8、2つめの柱『みんなが暮らしやすい「人にやさしいまち」づくり』が67.7、3つめの柱『みんなを支え合う「安心のまち」づくり』が79.4となっています。

● 基本目標ごとの評価点



(2) 今後の方向

施策ごとの今後の方向では、「拡充」が13、「維持」が118、「効率化・統合」が6、「休・廃止」は1となっています。

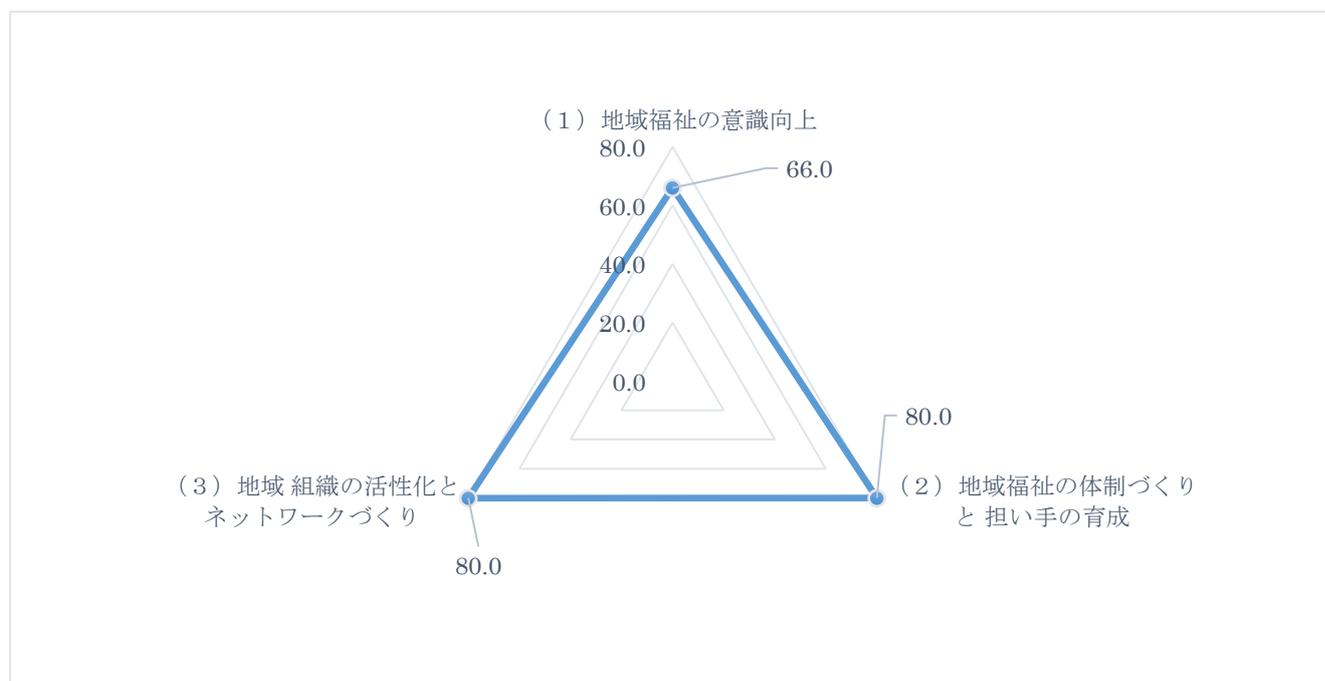
●施策ごとの方向

施策の方向		拡充	維持	効率化・統合	休・廃止	計
3つの柱						
1	みんなが「ふれあうまち」づくり	2	24	1	0	27
2	みんなが暮らしやすい「人にやさしいまち」づくり	9	61	4	1	75
3	みんなで支え合う「安心のまち」づくり	2	33	1	0	36
計		13	118	6	1	138

(3) 分野ごとの評価結果

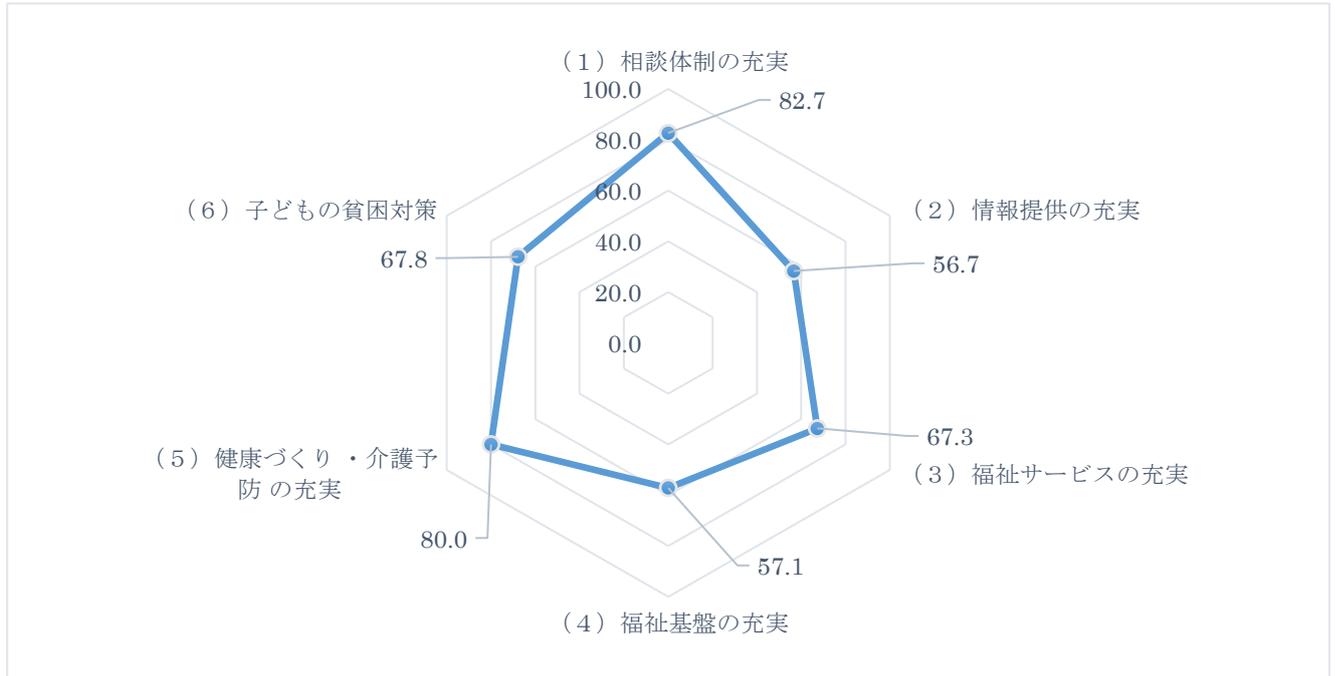
1 みんなが「ふれあうまち」づくり

●主な取組ごとの評価点



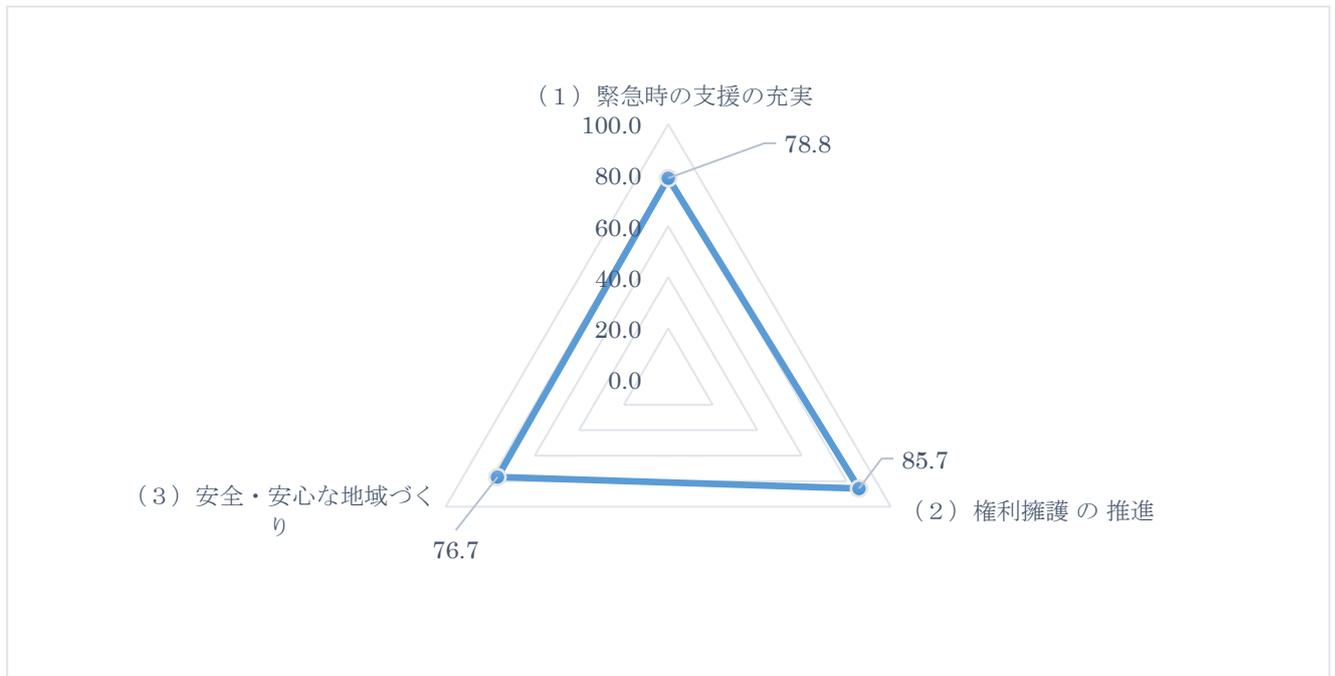
2 みんなが暮らしやすい「人にやさしいまち」づくり

●主な取組ごとの評価点



3 みんなで支え合う「安心のまち」づくり

●主な取組ごとの評価点



3 町民のニーズ

(1) 町民アンケート

福祉の総合的な取組を示す町の「地域福祉計画」を策定するにあたり、町内にお住まいの18歳以上の方に「地域福祉」に関するご意見をお聴きし、今後の計画づくりに反映することを目的として令和6年8月に実施しました。

配布数は2,000、回収数は944、回収率は47.2%でした。

●地域とのかかわりについて

互いに助け合いの活動ができる「地域」の範囲は、「自治会単位」が36.5%と最も高く、次いで、「となり近所」(23.6%)、「町全域」(18.0%)となっています。

●あなたとご近所との関係

ご近所との関係は、「立ち話をする程度の人がいる」が30.8%と最も高く、次いで、「困ったときに助け合う親しい人がある」(30.6%)、「会えばあいさつをする程度の人がある」(17.9%)、「お互いに訪問し合う人がある」(11.7%)、「ほとんど近所とのつきあいはない」(5.6%)となっています。前回(令和元年8月実施町民アンケート調査)との比較では、「会えばあいさつをする程度の人がある」が、9.3ポイント下がっています。

●お住まいの地域は暮らしやすいか

地域の暮らしやすさについては、「どちらかという暮らしやすい」が64.8%と最も高く、これに、「とても暮らしやすい」(16.8%)を合わせた“暮らしやすい”が、81.6%となっています。一方、「どちらかという暮らしにくい」(13.0%)、「暮らしにくい」(3.0%)を合わせた“暮らしにくい”は16.0%となっています。

●困っている家庭があった場合にできること

高齢者や障がいのある人、子ども、子育てなどで困っているご家庭があった場合、できることは、「あいさつや安否確認などの声かけ」が40.3%と最も高く、次いで、「話し相手」(30.0%)、「災害時の避難支援・安否確認」(24.5%)などの順となっています。

●地域での福祉活動について、町民と行政の役割

地域での福祉活動を推進していくうえで、町民と行政との関係はどうあるべきかについては、「福祉サービスの充実のために、町民も行政も協力し合い、協働してともに取り組むべきである」が36.9%と最も高く、「家庭や地域をはじめ町民同士で助け合い、手の届かない部分は行政が援助すべきである」が23.9%、「行政が担当すべきだが、手の届かない部分は町民が協力すべきである」が18.3%と続いています。

●ボランティア活動への参加意向

ボランティア活動への参加の意向については、「ボランティア活動に参加するつもりはない」が31.4%と最も高く、次いで「ボランティア活動への興味はあるが、参加する機会がない」(25.1%)、「ボランティア活動への興味はあるが、参加しようとは思わない」(18.2%)の順となっています。

前回（令和元年8月実施町民アンケート調査）との比較では、「ボランティア活動に参加するつもりはない」が、16.9ポイント上回っています。

● ボランティア活動を広げるために重要なこと

ボランティア活動の輪を広げるために、今後どのようなことが特に重要かについては、「活動の内容を知らせる広報を充実する」が39.6%と最も高く、次いで「地域の福祉の実態を町民に伝える」（31.0%）、「地域での学習・活動を調整する人材を育成する」（20.4%）、などの順となっています。

● 若桜町をどんな福祉のまちにしたいか

若桜町をどんな「福祉のまち」にしたいかについては、「介護が必要になっても、安心して施設が利用できたり、在宅でサービスを利用できるまち」が65.0%と最も高く、「地域でお互いが支え合い、助け合いができるまち」が57.7%、「いつまでも生きがいを持って、健康に生活できるまち」が49.8%と続いています。

(%)	介護が必要になっても、在宅で利用できるまち	地域で助け合いができるまち	いつまでも健康に生活できるまち	差別や偏見のない、誰もが尊重されるまち	子どもが元気に育まれるまち	高齢者や障がい者など誰もが安心して外出することのできるまち	自ら自立して、生活できるまち	高齢者や障がい者など誰もが安心して働けるまち	その他	無回答
全体 (n=944)	65.0	57.7	49.8	39.4	38.7	35.8	35.3	34.9	1.4	5.5
【性別】										
男性 (n=423)	60.3	54.6	46.6	39.5	36.2	31.4	34.8	33.8	2.1	6.1
女性 (n=512)	69.9	60.7	52.5	39.6	41.2	39.8	35.7	36.1	0.8	4.5
【年齢別】										
20代以下 (n=40)	17.5	37.5	35.0	27.5	37.5	32.5	27.5	32.5	5.0	5.0
30代 (n=50)	50.0	30.0	64.0	38.0	46.0	32.0	28.0	26.0	0.0	6.0
40代 (n=60)	53.3	53.3	50.0	46.7	38.3	36.7	33.3	33.3	3.3	0.0
50代 (n=102)	69.6	58.8	55.9	51.0	52.0	45.1	34.3	44.1	2.0	2.9
60代 (n=196)	68.4	66.8	53.6	40.8	41.3	38.3	36.2	38.8	1.0	2.6
70代以上 (n=493)	69.6	59.0	46.9	36.5	34.3	33.5	36.7	32.7	1.0	7.7
【地区別】										
区域1 (n=406)	64.8	55.4	51.7	37.4	39.9	32.8	36.5	32.8	1.0	4.2
区域2 (n=345)	65.5	60.0	48.7	44.6	43.2	37.7	34.2	40.3	1.7	6.4
区域3 (n=175)	65.1	60.6	47.4	34.3	28.0	37.7	34.3	28.6	1.7	6.3
【経年比較】										
今回 (R6) 調査 (n=944)	65.0	57.7	49.8	39.4	38.7	35.8	35.3	34.9	1.4	5.5
前回 (R1) 調査 (n=393)	62.3	65.1	50.4	41.2	51.9	40.5	34.9	36.1	2.0	2.8

(2) 団体アンケート

「みんなでつくる、誰もが安心して、つながりながら住み続けられるまち」の実現をめざして、町内で活動している福祉団体等の皆様のご意見やお考えなどをお聴きし、今後の計画づくりに反映することを目的として実施しました。

配布数は20団体、回収数は15団体、回収率は75%でした。

問 現在の活動で課題となっていることは何ですか。また、今後、活動を進めていく上で課題となっていることについても教えてください。（あてはまる番号すべてに○）

No.	設問項目	回答数(人)	構成比(%)
1	活動の財源確保	1	2.9
2	活動のマンネリ化	5	14.7
3	活動を担う人材・マンパワー	10	29.4
4	構成員の高齢化	10	29.4
5	活動拠点・施設の設備	0	0.0
6	情報・他団体との連携・ネットワーク	1	2.9
7	町民の参加意識	6	17.6
8	その他	1	2.9
9	特になし	0	0.0
	無回答	0	0.0
	全体	34	100.0

問 住民と行政の協働意識に対する考え方として最も近いものは以下のうちどれですか。（1つに○）

No.	設問項目	回答数(人)	構成比(%)
1	住民の意識を変えることが必要だと思う	1	6.7
2	行政（職員）の意識を変えることが必要だと思う	0	0.0
3	住民と行政の双方が意識を変えることが必要だと思う	11	73.3
4	住民と行政の協働は特に必要だと思わない	1	6.7
5	その他	0	0.0
	無回答	2	13.3
	全体	15	100.0

問 住民と行政が協働するためには何が必要ですか。（あてはまる番号すべてに○）

No.	設問項目	回答数(人)	構成比(%)
1	地域活動の拠点を充実させる（公民館・集会所等の機能充実など）	4	7.8
2	地域活動団体同士の交流促進や研修を行う	5	9.8
3	町の施策・事業に関する情報を積極的に公開する	8	15.7
4	住民・地域の意見を聞く機会を充実させる	9	17.6
5	地域の自主性に任せる事業を増やす（地域への事業委託、自主事業の拡大など）	5	9.8
6	住民自身が主体的に行う活動を活性化（自治会、ボランティアなど）	9	17.6
7	ボランティア団体・NPO等の団体・組織の育成・支援を充実させる	8	15.7
8	その他	2	3.9
9	特になし	0	0.0
	無回答	1	2.0
	全体	51	100.0

問 行政と協働する上で、行政が担う役割としてどのようなことを期待しますか。

（あてはまる番号すべてに○）

No.	設問項目	回答数(人)	構成比(%)
1	行政が持つ情報の提供（個人情報や助成制度情報など）	9	23.7
2	行政の人材の活用（専門的な能力を持つ人など）	11	28.9
3	行政の信用度の活用	4	10.5
4	公的な調整能力の活用	7	18.4
5	公的な財源の活用	7	18.4
6	その他	0	0.0
7	特に期待することはない	0	0.0
	無回答	0	0.0
	全体	38	100.0

問 あなたが、町が力を入れるべきと感じる取り組みは、次のうちどれですか。

(あてはまる番号すべてに○)

No.	設問項目	回答数(人)	構成比(%)
1	高齢者支援	12	11.9
2	障害者支援	11	10.9
3	子育て支援・母子福祉	9	8.9
4	健康づくり・医療	12	11.9
5	虐待・ひきこもり・不登校	8	7.9
6	低所得者支援	8	7.9
7	地域の清掃・美化	4	4.0
8	消防・防災・災害支援	8	7.9
9	防犯・交通安全	4	4.0
10	自然環境保護・リサイクル	5	5.0
11	趣味、生涯学習、スポーツ等	4	4.0
12	国際協力	2	2.0
13	まちづくり	9	8.9
14	人権・男女共同参画	3	3.0
15	その他	2	2.0
16	特にない	0	0.0
	無回答	0	0.0
	全体	101	100.0

「地域の困りごとを解決するために必要なことは何か」についてフリーアンサーで出された意を整理します。

- ・ 専門機関、専門職間の連携、協力及び専門職と地域住民の協力、協働
- ・ 誰でも相談しやすい場所が多数あること
- ・ お節介であること、要介護者を把握すること
- ・ 多くの方が助け合いの精神でボランティア活動に入ってくださいること（ボランティア活動に入ってくださいの方の人数が減少しているため）
- ・ 1人の相談員で地域の困りごとを抱えこまずに、解決に必要なチームを作ること
- ・ 自分事として、考えていくこと（無関心とにならないこと）
- ・ 障害に対する理解、勉強
- ・ 町、自治体、ボランティアの意思疎通
- ・ 障がい者本人が自立、独立できること/行政機関の十分な障がい者受入れ体制の確立
- ・ 行政に相談をすること
- ・ なんでも公助を頼るのではなく、自助から行うようにすること

(3) 町社協が実施したヒアリング結果

町社協が支え愛マップ更新時・自治会長訪問時・サロン訪問時等にて、住民の方々とともに過去5年間や今後5年間の地域の変化、その中ででてくる課題、課題に対しての意見などを話し合いました。

そこで出された意見を整理します。

【過去5年での地域の変化】

- ・ 住人が少なくなってきた
- ・ 高齢化が進み（若い世代が減ってきた）、施設への入居者が増えた
- ・ 支援ができる人が減ってきた
- ・ 集落の役員の人数を減らした結果、負担が減り楽になった
- ・ 役員の高齢化、担い手不足に伴い兼務することも多く負担が増加
- ・ 移住者も少し増えた
- ・ 空き家の増加
- ・ 生協病院ができて活気づいてきそうな気がする

【これから5年の地域の変化や心配ごと】

- ・ 考えたくない
- ・ 自分が生きていくか、自由に動けるか分からない
- ・ もっと人口は減っていくと思う
- ・ 70～80代がさらに増え、自治会の活動ができなくなるように思われる

- ・田畑やそれにかかわる水路の管理も難しくなってくると思う
- ・後期高齢者がさらに増えて、役員の担い手不足が懸念される
- ・今後も空き家が増加するのではないか
- ・若桜の外に出てしまったら帰ってこないかも（子・孫世代含めて）
- ・高齢化による役員の担い手がなくなるのではないか
- ・伝統行事（踊りや祭り）の存続が心配
- ・総事等の自治会活動が困難になると思われ、草刈り等の活動を行政にお願いしたい(除雪も含む)

【住民でできる取り組み（例）】

- ・地域住民全員でみなさんに声をかけていく
- ・今後もサロンなどの集まりごとには積極的に参加して健康を保ちたい
- ・健康寿命を延ばすこと

【行政や社協に求めること、期待したいこと、その他住民の意見（抜粋）】

移動に関すること

- ・コミュニティタクシーのようなものが欲しい
- ・道路の整備をしてほしい
- ・免許を返納した人は買い物に行く交通手段がないので対応してほしい

災害・防災対策について

- ・独居の方の家を手作業で雪かきしてほしい

見守り・生活支援について

- ・支え愛マップは今後も1年に1回更新していきたいので、社協には今後も協力してほしい。
- ・川の掃除をしてほしい(川にゴミが流れつくこともある)
- ・総事等の自治会活動が困難になると思われ、草刈り等の活動を行政にお願いしたい(除雪も含む)

人口対策

- ・若い人が定着する町にしてほしい(雇用、給与など)

そのほか

- ・相談した情報を他の課にも共有してほしい
- ・電柱の地中化
- ・宿泊施設や飲食店が欲しい(町外から人を呼んだ時に招待ができる場所など)
- ・若桜の特徴を生かした町作りをしてほしい

4 現状の課題

現行計画の達成度評価、町民アンケート、団体アンケート及び町社協が実施したヒアリングに基づいて、町の現状の課題を整理いたしました。

(1) 少子高齢化による各種影響

本町の人口推移をみると年々減少傾向にあり、令和6年では2,750人となっています。また、65歳以上の高齢者人口割合は50%を超えて増加傾向で推移しており、少子高齢化が進展している状況があらわれています。

住民の方々からも過去5年において住人が少なくなってきたという意見や、高齢化が進み集落の役員の担い手不足や兼務が発生している課題、今後は高齢者がさらに増え自治体の活動や伝統行事の存続が難しいのではという意見があげられております。

団体アンケートにおいても、「町が力を入れるべきと感じる取り組み」については「高齢者支援」という回答が最も多くなっています。

(2) 住民同士の触れ合いの希薄化

少子高齢化が進む現状においては、自助・互助・共助・公助により人々が相互に助け合いながら、地域生活を支えることが必要です。

町民アンケートにおいては、ボランティア活動への参加意向の設問では「ボランティア活動に参加するつもりはない」という回答が31.4%と最も高く、前回アンケートの比較では16.9ポイント上回っており、過去5年における住民同士の触れ合い意識は低下傾向となっています。

また、団体アンケートにおいても、「住民と行政が協働するためには何が必要ですか」という設問においては、「住民自身が主体的に行う活動を活性化（自治会、ボランティアなど）」の回答が最も多く、住民による主体的な行動が重要課題となっています。

(3) 日常生活を支える施策の必要性

町社協のヒアリングにて、町民の方々からは、免許返納につき移動手段がなく、困っているという意見があげられました。また、独居の方の家の雪かきや草刈りなどの力仕事も現状大きな課題としてあげられました。

住民アンケートにおいても、「若桜町をどんな福祉のまちにしたいか」という設問にて、「介護が必要になっても、安心して施設が利用できたり、在宅でサービスを利用できるまち」の回答が65.0%と最も高く、日常生活を安心して送るためのサービスの重要性が高まっています。

団体アンケートにおいては、「住民と行政が協働するためには何が必要ですか」という設問にて「住民・地域の意見を聞く機会を充実させる」の回答が多数票を集めており、住民の困りごとを直接聞きながら、施策を展開していくことが望まれます。

第3章 計画の基本目標と施策の体系

1 基本理念

本町における第10次総合計画では、『豊かな自然と歴史の中で人々が絆を強め、経済が潤うまち』が目標とする将来像に掲げられており、福祉分野では、『みんなを大切にし、子どもを産み育てやすいまち』が基本目標となっています。

本計画では、この基本目標により、住民一人一人が日々の生活の主体となって生活を送ることができ、住民それぞれがその人にあったしあわせの価値を、住民自らつくりだし、高齢者から若者まで、支え合いの輪の中で活躍できる、本町独自の「地域共生社会の実現」をめざします。

そこで前期計画の基本理念となる「だれもが いつまでも ふれあい支え合いに包まれて暮らせるまち」を改めて掲げ、福祉関連の個別計画を横断する総合的な福祉施策を推進し、住民が安全・安心に生活できる「地域共生社会」の実現をめざします。

基本理念



2 3つの基本目標

基本理念「だれもが いつまでも ふれあい支え合いに包まれて暮らせるまち」の実現をめざして本計画の基本目標を改めて次のとおり設定します。

基本目標1 みんなが「ふれあうまち」づくり

誰もが安心するまちづくりの基本は、地域の中で住民同士が支え合い、助け合う意識づくりや、支え合いの活動を担う人づくりです。

本町では、人口減少・少子高齢化、世帯の多様化が進行し、住民同士のつながりも希薄化し、地域の機能低下が懸念されています。そのため、地域の人々がお互いに支え合い、助け合う社会をつくるための交流活動や交流の場づくり、ボランティアの育成や福祉活動を担う人材の育成を充実し、地域において支え合う仕組みづくりを進めます。

基本目標2 みんなが暮らしやすい「人にやさしいまち」づくり

多様化した住民の課題やニーズについては、サービスを必要とする人が身近な地域でも相談ができ、適時・適切に利用できるよう、「人にやさしい」体制を整えることが大切です。

そこで、誰もが社会参加できる社会環境の実現を目指して、住民が地域から孤立したり、相談先が分からないという状況に陥ることがないようにするため、支援を必要とする人を早期に発見し、適切な相談や福祉サービス、医療等につながるよう、地域の関係者、関係機関と連携し、包括的な支援体制の構築や的確な情報提供を図ります。

基本目標3 みんなが支え合う「安心のまち」づくり

地域でいつまでも安全・安心して暮らせるよう、見守りが必要な人が緊急時や災害時に孤立しないため日頃からの見守り体制の充実や防災体制の強化、子どもから高齢者まで老若男女を問わない交通安全対策の推進など、的確な支援につなげます。

また、生活に対する支援や防犯対策の推進、認知症対策の充実など地域で安心して暮らせる環境づくりを推進します。

3 施策の体系

基本目標の実現をめざした施策の体系を次のとおり設定します。

基本理念	基本目標	施策
だれもがいつまでも ふれあい支え合いに包まれて暮らせるまち	1. みんなが 「ふれあうまち」づくり	(1) 地域福祉の意識向上 (2) 地域福祉の体制づくりと担い手の育成 (3) 地域組織の活性化とネットワークづくり
	2. みんなが暮らしやすい 「人にやさしいまち」づくり	(1) 相談体制の充実 (2) 情報提供の充実 (3) 福祉サービスの充実 (4) 福祉基盤の充実 (5) 健康づくり・介護予防の充実 (6) 子どもの貧困対策
	3. みんなが支え合う 「安心のまち」づくり	(1) 緊急時の支援の充実 (2) 権利擁護の推進 (3) 安全安心な地域づくり

4 重点的な取組

計画の推進に当たっては、本町の地域福祉に関する現状等から読み取れる課題を踏まえ、次の三つの重点的な取組を定めます。

重点的取組 1

少子高齢化に伴う課題の解決

少子高齢化によって、質的にも、人的にもこれまでは問題がなかった各種体制の整備やサービスの提供が段々と難しくなっております。

そのような状況でも誰もが安心して暮らせるよう、地域での自立した生活を支えるための様々な福祉サービスを必要とする人が適時・適切に利用できるよう、良質な福祉サービス提供体制の整備を図ります。

重点的取組 2

ふれあい・支えあいの強化

住民同士のふれあいが希薄化する中では、住民同士の助けあいや支えあいが難しくなっています。そのため、ボランティアをはじめとした助け合いや、地域におけるネットワークづくりが重要です。

自助・互助・共助・公助の意識浸透はもちろん、住民が主体的に活動することができるための情報提供や体制整備に努めます。

重点的取組 3

町民の声を反映した施策づくり

移動手段の課題や、地域の力仕事の課題など、地域で生活を送る中で生じる様々な課題の解決が安心・安全に生活を送るためには必要です。

そこで、住人の方々の様々な声を集め、現状の困りごとや課題を把握したうえで施策に反映することをめざします。そのために町民、地域の意見を聞く機会を積極的に作ることに努めます。

第4章 施策の展開

1 みんなが「ふれあうまち」づくり

(1) 地域福祉の意識向上

■□めざす姿□■

少子高齢化や価値観の多様化に伴い、地域のきずなが希薄化するとともに、地域が抱える課題が複雑化・多様化するなか、地域福祉を推進していくためには、地域住民一人一人が「他人事」ではなく「我が事」として福祉への理解と関心を高め、福祉の心を育んでいくことが大切です。

このような状況に対して、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができるまちづくりを進めます。

■□今後の取組□■

	取組の内容
主に住民・地域による取組／自助・互助	<ul style="list-style-type: none">◇地域のつながり強化のため自治会など地域コミュニティの活性化に努めます。◇地域の行事等に積極的に参加し、地域のことを知るよう努めます。◇町などから提供される、地域福祉、人権問題、男女共同参画などに関する情報や学習機会を積極的に活用するよう努めます。◇家庭の中においても、お互いを尊重し、理解し合う気持ちを育みます。
町による取組／共助・公助	<ul style="list-style-type: none">◇自助・互助・共助の意識を高揚させる機会をつくります。◇家庭での福祉教育が行われるよう、親を対象とした地域福祉に関する講座等の実施に努めます。また、家庭内での実践を通して、親から子へ、子から孫へと福祉に関する教育が受け継がれるように意識啓発を行います。◇生涯学習活動として、社会教育部門や町社協等と連携しながら、地域福祉活動に関する講座を充実し、幅広い世代への福祉教育を進めます。◇地域において人権学習や世代間交流事業などが積極的に取り入れられるよう、幅広い世代への地域福祉に関する学習機会の提供に努めます。
町社協による取組／互助・共助・公助	<ul style="list-style-type: none">◇地区単位での福祉学習の機会を拡充し、事業所、学校関係者、当事者団体、ボランティア等様々な地域の関係機関や関係団体との連携や調整を行います。◇小・中学生を対象にした福祉施設での福祉体験講座や事業を実施し、福祉教育の推進に努めます。◇家庭での福祉教育について、そのための情報を整理し提供します。

(2) 地域福祉の体制づくりと担い手の育成

■□めざす姿□■

住民の福祉ニーズや地域社会が抱える課題は複雑化・多様化しています。こうした課題に対応するため、地域住民・ボランティア・事業者・行政がそれぞれの立場で地域福祉を促進し、その連携を強化することが必要です。

そこで行政、地域、住民等の多様な主体が、それぞれの立場で地域共生社会の実現に向けて取り組むことを推進します。

また、国、県、本町をはじめ関係機関、住民等が相互に連携・協働する仕組みを構築し、ネットワークを強化します。

その際、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することを目指します。

また、地域福祉活動に必要な情報の入手、必要な知識、技術の習得の機会等に関する支援も推進します。

■□今後の取組□■

	取組の内容
主に住民・地域による取組／自助・互助	<ul style="list-style-type: none"> ◇町民一人ひとりが、助け合い・支え合いの精神による地域の担い手であることを意識します。 ◇若者をはじめ元気な高齢者も、自治会などの地域組織活動や見守りなどの地域福祉活動に積極的に取り組みます。
町による取組／共助・公助	<ul style="list-style-type: none"> ◇町の広報紙やホームページや公式 SNS (Facebook、X)、町社協のボランティアセンター等を活用し、町民にボランティア活動・NPO活動を啓発するとともに社会貢献への理解を働きかけるなど、情報の発信に努めます。 ◇民生委員・児童委員、主任児童委員の活動充実のために、研修会や講習会などを開催し、情報提供をすることで、資質の向上と活動の促進を図ります。また、地域福祉の推進のために、多岐にわたる各委員の活動が、地域で「つながる」よう配慮します。さらに、各委員の世代交代等が円滑にでき、担い手が増加するような仕組みづくりに努めます。 ◇既存の福祉団体、各種団体の自主性・自立性を尊重しつつ、積極的な活動展開を支援するとともに、団体間の円滑な連携を促します。 ◇当事者団体が取り組んでいる親睦・交流事業を支援するとともに、必要に応じて新たな当事者団体等の設立及び育成を支援します。 ◇多様な分野における政策・方針決定の場への男女共同参画を進めるため、町の審議会・委員会等への女性の積極的な登用、団体役員・地域役員への女性の登用の働きかけなどを行います。
町社協による取組／互助・共助・公助	<ul style="list-style-type: none"> ◇ボランティア団体やNPO団体等の活動支援を行います。また、地域福祉の担い手を養成するための研修を実施しながら、地域で求められる具体的なニーズを把握し、支援に結びつける体制の確立に努めます。

	取組の内容
	<p>◇ボランティアのニーズを把握し、ボランティア研修の充実を図り、資質向上を支援するとともに、各ボランティア団体の交流、情報の提供・共有化を図ります。</p> <p>◇地域において青少年が様々なボランティア体験をすることにより、相手の立場に立ってものごとを考える姿勢を身につけるとともに、社会に貢献する意識を培うことができるよう、青少年のボランティア活動への参加を推進します。</p> <p>◇手話通訳者の養成や視覚障がい者のための音訳ボランティアの活動を支援し、活動場所の提供等の支援を推進します。</p> <p>◇地域活動における人材の確保を進め、小地域の実態把握及び当該地域に応じた地域福祉活動を地域住民とともに図っていきます。</p> <p>◇地域におけるボランティア活動団体の把握に努め、ボランティアをしたい方とのマッチングを行うことなどにより、ボランティア活動への参加を促進します。</p> <p>◇地域と連携した、定期的な災害ボランティアセンター運営研修の実施など、災害時のボランティアセンターとしての機能の充実を図ります。</p>

(3) 地域組織の活性化とネットワークづくり

■□めざす姿□■

福祉ニーズの増大が見込まれる中、福祉分野においては慢性的な人材不足にあることから、福祉人材の確保は喫緊の課題となっています。

地域で生活課題を抱えた方だけでなく、誰もがいつでも気軽に立ち寄ることができる居場所や、地域住民や専門職の話し合いを通じて、新たな活動が生まれることが期待できる拠点の整備を推進します。

また、地域福祉活動に必要な情報の入手、必要な知識、技術の習得の機会づくりの支援も推進します。

■□今後の取組□■

	取組の内容
主に住民・地域による取組／自助・互助	<ul style="list-style-type: none"> ◇自治会や各種団体への理解を深め、積極的に情報の収集に努め、参加を呼び掛けるとともに、支え愛マップの作成・更新などの地域福祉活動に参加します。 ◇活動内容の充実や情報発信による啓発活動に努めるとともに、町、町社協等が実施する研修に参加します。
町による取組／共助・公助	<ul style="list-style-type: none"> ◇サービス提供を行う事業者や地域の各種団体、民生委員・児童委員、主任児童委員等との連携を深め、地域課題が解決できる組織体制の構築及び具体的な施策の実施をめざします。
町社協による取組／互助・共助・公助	<ul style="list-style-type: none"> ◇多様化する福祉ニーズに的確に対応できるよう、行政と協働して地域福祉を推進する仕組みとして、NPO法人をはじめとする住民活動団体についても活動支援を推進します。 ◇町社協の広報紙・ホームページ、公式 SNS や窓口等で町社協や行政、各種団体の広報・啓発を行い、町民の理解を求めるとともに、参加促進を図ります。また、掲載内容の検討やホームページの更新頻度の見直しなど、更に充実した広報活動に努めます。 ◇町との連携のもと、各種団体等との連絡会議や懇談会等を開催し、団体相互の交流を促進します。

2 みんなが暮らしやすい「人にやさしいまち」づくり

(1) 相談体制の充実

■□めざす姿□■

児童虐待やDV（ドメスティック・バイオレンス）、既存の制度に明確に位置付けられていないが何らかの支援が必要な、いわゆる「制度の狭間の課題（ひきこもり、生活困窮者、サービス利用拒否者、保健医療・福祉等の支援を必要とする犯罪をした者で社会復帰支援を必要とする者等）」への対応が課題となっています。

地域住民が、複数の分野にまたがる生活課題を抱えている場合、分野ごとに整備された公的な支援制度では対応が困難であることに対して、包括的な総合相談支援体制の構築をめざします。

また、専門化する相談内容に対応するために、専門的な知識豊かな人材の配置とともに、関係機関との連携体制を構築するなど相談体制の充実をめざします。

■□今後の取組□■

	取組の内容
主に住民・地域による 取組／自助・互助	<ul style="list-style-type: none"> ◇ひとりでは解決できない問題や悩み、不安などについて、身近にいる人や相談窓口等に相談します。 ◇周囲の困っている人や家庭へ日頃から気配りをするようにします。 ◇地域の住民や民生委員・児童委員、主任児童委員等各種相談員が連携しながら、地域での見守りのネットワークづくりをめざします。
町による取組／共助・公助	<ul style="list-style-type: none"> ◇町民からの多様な相談内容に迅速かつ的確に対応できるよう、町担当窓口における相談支援の専門性を高めるとともに、関係部署の連携強化を図り、相談窓口業務の一本化を検討します。 ◇高齢者を対象に、総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業などを行う包括支援センターの相談体制を一層充実します。 ◇障がいについての相談は、手帳所持の有無を問わず、発達障がい者や難病患者、ひきこもりを含め、ケアマネジメント、権利擁護等を中心とした総合的な相談体制の充実を図ります。 ◇乳幼児の子育てに関する相談については、児童委員の訪問や保健師による相談、さらには、子育て支援センターの相談体制の充実を図ります。 ◇進路の不安、就職の不安等の悩みを抱える若者に、各種相談の実施や講演会等の開催を通して、寄り添う支援を推進します。 ◇医師、発達相談員、言語聴覚士等との連携による療育相談、発達相談を行い、発達障がい児の早期発見、早期支援の充実を図ります。 ◇町民が地域の身近な相談相手として、民生委員・児童委員、主任児童委員に相談しやすい関係を持てるよう、また、困りごとを抱える個人や世帯を必要な支援につなげることができるよう、

	取組の内容
	<p>研修会や講習会を充実させ、資質向上や地域への積極的な関わりを推進します。</p>
町社協による取組／ 互助・共助・公助	<p>◇町民の身近な相談相手として、民生委員・児童委員、主任児童委員とともに相談体制の充実に努めます。</p> <p>◇相談内容の多様化・複雑化に対応し、相談者のニーズに応じた的確なアドバイスができるよう、各種相談員の資質向上と相談（見守り）活動を充実させ、安定した相談支援体制の構築に努めます。</p> <p>◇地域からの相談内容に応じた的確な支援を行えるよう、人材育成に努めるとともに、必要に応じて専門機関等との連携を密に図ります。</p> <p>◇各種団体との連携を強化します。</p>

(2) 情報提供の充実

■□めざす姿□■

福祉・保険制度など生活に関連する制度改正は日々行われており、それに伴い町及び関係機関から情報提供も行われています。しかしながら福祉サービス内容をはじめ、ボランティア・住民活動や地域の助け合い活動についての情報を町民誰もが適切に入手し、その情報を活用することが重要であるため、一方的な情報の流布では不十分な側面があります。

そこで、情報の伝達の工夫や内容の拡充など情報提供の体制を整備することが必要となっています。また、広く町民の方に情報が届くような工夫が不可欠です。

これらを踏まえ、一人ひとりに行き届く、わかりやすい情報提供をめざします。

■□今後の取組□■

	取組の内容
主に住民・地域による取組／自助・互助	<ul style="list-style-type: none"> ◇町や町社協などから提供される各種の情報について、日頃から関心を持ちます。 ◇地域において、高齢者や障がいの特性など情報利用者に配慮した情報提供に努めます。 ◇各種ボランティア活動などとの相互交流を通じて、互いの情報交換と情報の共有化に努めます。
町による取組／共助・公助	<ul style="list-style-type: none"> ◇福祉のまちづくりや福祉施策に関する情報を町民と行政が共有し、相互の理解を深めていくため、情報内容の充実や情報提供の迅速化、双方向化、情報バリアフリー（視聴覚に障がいのある人など情報弱者への配慮）を図りながら、広報紙やホームページなどの多様な媒体と手法を活用し、町民のニーズに対応した丁寧な広報活動に努めます。また公式 SNS なども活用しながら、幅広い世代に情報発信ができるよう努めます。 ◇特に視覚障がい者や聴覚障がい者などに配慮し、福祉情報などを必要とする誰もが適切にその情報を得られるよう、効果的な情報提供の体制充実に努めます。 ◇子ども・障がい者・高齢者、それぞれのサービス資源を把握し、異なる窓口間の連携や共通認識を図り、それぞれが地域で生活していくためのサービスについて、情報提供が1か所のできるような窓口の設置に努めます。
町社協による取組／互助・共助・公助	<ul style="list-style-type: none"> ◇町民との情報の共有化について、町と連携しながら、わかりやすい情報の提供とその解説に努めます。特に、独居高齢者など、情報を得にくい属性の住民も適切に情報を得られるよう、体制を整備します。

(3) 福祉サービスの充実

■□めざす姿□■

町民が安心して暮らすためには、保健・医療・福祉などの必要な諸サービスが、生活圏域である地域社会に整備され、しかも総合的に利用できるよう、それぞれが連携し、機能していることが必要です。そこで、町民・地域・事業者・町が一体となってサービスを生み育て、提供することをめざします。

地域福祉は、教育、都市計画、労働、保健、医療等の多岐にわたるため、各分野の関係機関との連携を図ります。

サービスの内容や質の充実に努めるとともに、既存の制度では対応できない課題に対する新たなサービスの開発を進め、地域で自分らしい生活ができるよう支援に努めます。

さらに、サービスの提供を実施する中で把握した福祉課題の解決に努め、適切な支援につなげます。

■□今後の取組□■

	取組の内容
主に住民・地域による取組／自助・互助	<ul style="list-style-type: none"> ◇福祉サービスに関する情報を活用するとともに、内容を正しく理解します。 ◇福祉サービスの利用に際して、事業者等の情報を有効活用し、一人ひとりが状況に応じたサービス利用に努めます。 ◇利用するサービスについて、行政や事業所に意見や要望を積極的に伝えます。
町による取組／共助・公助	<ul style="list-style-type: none"> ◇「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画」、「子ども・子育て支援事業計画」、「再犯防止計画」などの各施策により、地域住民が在宅で安心して生活できるよう、在宅福祉サービスの充実を図ります。加えて、必要が生じた際に迅速に対応できるよう、事前の情報収集をはじめとした全庁的な連携体制の強化を目指します。 ◇身近な地域で、地域の特性に応じた多様で柔軟なサービスの提供が可能となるよう、地域密着型サービスの充実を図ります。 ◇公的な福祉サービスの関連情報については、媒体に応じて町民に分かりやすい表現やデザインを工夫するとともに、利用者のニーズに応じたサービス事業所情報のタイムリーな発信を行います。 ◇生活困窮者の自立支援については、就労への支援や家計についての相談支援といった、これまで福祉分野で十分に行えていない支援を加え、対象者の属性に関わりなく、複合的な課題に対する包括的な取組を推進します。 ◇安心して福祉サービスを受けられるよう、諸制度に基づいた連絡調整を組織的に行うとともに、民間のサービス事業者の事業参入を促進し、看護師や介護士など専門職の確保に努めます。
町社協による取組／互助・共助・公助	<ul style="list-style-type: none"> ◇各種福祉計画や福祉サービスの内容等についての学習機会の場を通じて、住民が福祉サービスへの理解を深め、サービスを選択・利用しやすい環境づくりを推進します。

(4) 福祉基盤の充実

■□めざす姿□■

子どもから高齢者、障がいのある人、あらゆる町民が互いに支え合い、心地よく豊かな生活を送るには、その基盤を整える環境整備が不可欠です。

現状、道路などの都市基盤、公共施設や民間施設などのバリアフリー化やユニバーサルデザインのまちづくりはまだ十分とはいえず、加えてバス・鉄道をはじめとした公共交通機関など身近な移動手段の確保充実も重要な課題といえます。

今後も、あらゆる公共施設や道路のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を進めるとともに、高齢者や障がいのある人がバス等を利用する際の手助けや買い物支援など、移動が困難な方への移動手段の確保・閉じこもり防止をめざします。

■□今後の取組□■

	取組の内容
主に住民・地域による取組／自助・互助	<ul style="list-style-type: none"> ◇身の回りで、歩行・通行上の危険箇所などに気付いたら町役場等へ知らせます。 ◇バリアフリーやユニバーサルデザインの趣旨を理解するとともに、公共施設などの利用に際しては、一人ひとりが周囲に配慮して行動します。 ◇バリアフリーやユニバーサルデザインのまちづくりを全町的に推進できるよう、地域としてできることを考え、行動します。 ◇地域として外出・移動や買い物に困っている人を助け合います。
町による取組／共助・公助	<ul style="list-style-type: none"> ◇公共施設や道路、交差点等の段差解消、また、自歩道の整備等のバリアフリー化に取り組みます。 ◇不特定多数が利用する民間施設について、事業者への理解を求め、施設のバリアフリー化を促進します。 ◇バス、鉄道等の公共交通機関の充実を関係機関に求めるとともに、交通機関の有機的連携などにより通勤・通学者等の利便性向上を図り、高齢者や学生などの自家用車利用が困難な町民の交通手段となる公共交通の検討を進めます。 ◇通院・通所費用等の助成制度等の充実に努め、障がい者等の移動手段の確保や閉じこもり予防を推進します。 ◇バリアフリーやユニバーサルデザインについて町民への情報提供に努めるとともに、職員一人ひとりがその必要性を十分認識し、事業・サービスを推進します。 ◇高齢者の運転免許返納に関する相談体制の充実を図ります。 ◇高齢者運転免許証返納者に対する補助を行います。
町社協による取組／互助・共助・公助	<ul style="list-style-type: none"> ◇移動が困難な方への移動手段の確保について、ボランティア等と協働して支援を実施・継続していくための方法を検討します。

(5) 健康づくり・介護予防の充実

■□めざす姿□■

福祉サービスの提供に当たっては、利用者一人一人のニーズに適切に対応し、必要なサービスを総合的に切れ目なく提供する必要があります。

いつでも気軽に相談でき、複雑な問題にも的確に対応できるよう、福祉、介護、保健、医療等の役割分担や連携を密にした相談支援体制や身近な相談窓口の整備が求められています。

住み慣れた地域で、自分らしくいきいきと安心して暮らせる生活を持続していくため、心身ともに健康で暮らすことが大切です。そこで、本町の他の関連計画との整合性を図りながら、高齢者その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項を総合的に推進します。

■□今後の取組□■

	取組の内容
主に住民・地域による取組／自助・互助	<ul style="list-style-type: none"> ◇日頃から健康に気をつけ定期健診や食育・適度な運動に努めます。 ◇かかりつけ医を持ちます。 ◇地域として健康づくりや食育、スポーツなどの学習機会や実践の場づくりに努めます。 ◇地域のサロンや健康教室には、声を掛け合って積極的に参加するとともに、健康づくりのボランティア活動に協力します。
町による取組／共助・公助	<ul style="list-style-type: none"> ◇生活習慣病の予防や早期発見・早期治療のため、今後とも40歳を過ぎた人に特定健康診査を実施し、治療をしていない人で生活習慣病への危険性が高く生活習慣の改善による予防が見込まれる人には特定保健指導を行い、健康意識の向上に努めていきます。 ◇がんの予防と早期発見・早期治療のため各種がん検診を実施していますが、受診率向上のため受診勧奨に努めます。 ◇介護予防教室の充実を図り、要支援・要介護に陥るリスクの高い高齢者の早期発見に努めます。また、一人ひとりの状況に応じて日常生活の自立を図るために効果的な支援を行っていきます。 ◇町民の誰もが身近な地域で症状に応じた適切な治療を受けられるようにするため、日頃から「かかりつけ医」を持つこと及び「おくすり手帳」を持つことを促していきます。
町社協による取組／互助・共助・公助	<ul style="list-style-type: none"> ◇介護予防や健康づくり等に関心を持ち、取り組む町民が1人でも増えるように研修などによる意識改革や地域の活動を支援していきます。

(6) 子どもの貧困対策

■□めざす姿□■

子どもの貧困対策を推進するにあたっては、教育を受ける機会の均等を図り、生活の支援、保護者への就労支援など総合的に施策を推進することが重要であり、貧困の連鎖によって、子どもたちの将来が閉ざされることはあってはなりません。

親世代の貧困が子ども世代に連鎖することなく、子どもたちが自由に自分の未来を選択できるようにすることが求められています。経済的支援を含め、各種施策により、子どもたちが自分の未来を選択できるよう支援します。

■□今後の取組□■

	取組の内容
主に住民・地域による取組／自助・互助	<ul style="list-style-type: none"> ◇日頃から近所の子どもに目を配り、必要に応じて民生委員・児童委員、主任児童委員に連絡します。 ◇困難を抱える保護者に対しては、相談窓口の存在を知らせます。
町による取組／共助・公助	<ul style="list-style-type: none"> ◇子ども一人ひとりの視点を第一に置き、保護者の就労状況や利用者のニーズに応じた子育て支援・保育環境の充実を図ります。 ◇子ども一人ひとりが経済的困難な状況の有無にかかわらず自立心と社会性を育むことができるよう、子どもの個性に応じたきめ細かな指導を行います。 ◇子どもが精神的に安定した日々を送ることができるよう、支援をします。 ◇出産や育児に関する相談支援をはじめ、親子の健康づくりを支援するとともに、妊娠から産後にかけて切れ目ない支援の体制を整え、子どもの健やかな成長を支援します。 ◇生活の安定のためには、家計の安定が必要です。そのため、保護者の就職活動等への支援など、経済的に自立した生活に向けて支援します。 ◇各担当職員が、保育・教育機関をはじめ、町民と接する様々な機会などを活用し、子どもやその家庭が抱える困難や課題に気づき、状況を把握した上で適切に支援につなげていけるよう、体制づくりに努めます。 ◇町で準備している支援の取組や制度等を知らないためにサービス等を利用できないことがないよう、あらゆる機会を通じて、取組及び制度等の周知・啓発に努めるとともに、町民の取組への参画と身近な応援で、支援の輪が広がるまちづくりを推進します。 ◇食生活の乱れや孤食等の環境により、不安や寂しさを感じる子どもたちがいる中で、地域の人たちとの継続的な交流の場や食を通して、子どもたちに安心安全な居場所の提供を推進します。

町社協による取組／
互助・共助・公助

◇困難や課題を抱える子どもに関する情報を共有することの重要性や、適切な支援に「つなぐ」ための役割分担の在り方、また貧困について安心して相談できる体制づくりに努めます。

◇困難や課題を抱える子どもについては、早い段階から寄り添い、必要な支援が的確に届くよう、行政、地域住民、関係団体等と連携した支援を行います。

3 みんなで支え合う「安心のまち」づくり

(1) 緊急時の支援の充実

■□めざす姿□■

防災活動は地域の活性化はもとより、地域福祉の充実や課題解決にもつながる重要な活動です。また災害発生時においては、高齢者や障がいのある人など避難行動要支援者は迅速な対応が難しく、そのため防災関係機関と地域住民による自主防災組織が一体となった総合的な防災体制の確立及び充実が不可欠です。

日頃から、住民同士の顔の見える関係づくりに努めるとともに、自主防災組織の充実をはじめ、地域住民や関係機関、行政が協働して地域の防災体制の強化や避難行動要支援者への支援等を図ります。

■□今後の取組□■

	取組の内容
主に住民・地域による取組／自助・互助	<ul style="list-style-type: none"> ◇日常生活を通じ地域の人との交流を深めるとともに、地域での見守り活動や避難訓練・防災訓練などに積極的に参加します。 ◇日頃から防災に関する学習機会へ参加するなど、防災意識を強く持ち、いざという時に正しく行動できるようにします。 ◇地域での防災訓練、避難誘導訓練などを実施し、災害時における要配慮者などの支援体制づくりに努めます。 ◇地域の実情に応じた防災マップの作成など、コミュニティを通じた自主防災活動に取り組みます。 ◇自主避難所の機能充実に努めます。
町による取組／共助・公助	<ul style="list-style-type: none"> ◇関係機関・団体等と連携し、災害時における緊急連絡体制・緊急避難体制を整備し、定期的に確認・更新をするなど、防災ネットワークを構築します。 ◇避難行動要支援者台帳の引継ぎを含めた継続的な整備と、個別計画作成に努めます。 ◇プライバシー保護に配慮しながら、避難行動要支援者が必要とする支援について町民の理解を求めていきます。 ◇町広報紙やホームページや公式 SNS、防災関係の集会等を通じ、災害時における避難場所などの周知を図ります。 ◇災害対策の拠点施設や避難施設となる公共施設などの耐震化及び土砂対策・浸水対策に努めます。また、福祉避難所の確保に努めます。 ◇地域防災計画などをもとに、効果的な施設整備、防災体制整備並びに地域避難所における災害物資の支援等に努めます。 ◇備蓄倉庫の在庫状況を加味しながら、効率的な非常食の備蓄配備に取り組みます。 ◇消防団、自主防災組織、自治会、福祉関係者、地域住民等の協力による避難行動要支援者への支援体制づくりを推進します。 ◇防災無線、ファクシミリ、携帯電話等の活用をはじめ、ボランティアとの連携など、多様な情報伝達方法を整備します。また、使用方法についての習熟訓練についても実施します。

	取組の内容
	<p>◇保健・福祉・医療関係者との連携のもと、災害時における高齢者や障がいのある人の避難生活に備えて、福祉避難所の整備、医療関係者や介護スタッフの確保など、避難後のケアを充実させるよう努めます。</p>
町社協による取組／ 互助・共助・公助	<p>◇地域ぐるみで防災体制の充実を図るため、支え愛マップの作成・更新支援を町と一体的に推進するとともに地域住民の防災意識の向上に努めます。</p> <p>◇避難所の位置や避難路などを支え愛マップに落とし込み、災害時にも利用しやすいように努めます。</p> <p>◇関係機関との密接な連携確保とともに、地域での人材育成の支援に努めるなど、実効性のある防災体制を確保します。</p>

(2) 権利擁護の推進

■□めざす姿□■

認知症、知的障がい、精神障がい等により判断能力に不安のある方については、成年後見制度や日常生活自立支援事業の推進のもと、金銭管理等で不利益が生じないように権利擁護を充実させることが重要です。

また高齢者、障がい者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている様々な課題に着目した支援の推進や、起こり得る虐待への予防策も推進します。

■□今後の取組□■

	取組の内容
主に住民・地域による取組／自助・互助	<ul style="list-style-type: none"> ◇日常生活自立支援事業や成年後見制度といった権利擁護に関する制度内容について理解し、必要な場合には利用します。 ◇見守り活動などを通じて、権利擁護の必要な人を発見し、相談へつなげられるように努めます。
町による取組／共助・公助	<ul style="list-style-type: none"> ◇成年後見制度の利用促進のため、専門職による専門的助言等の確保や、広報・相談支援等の中核的な機能を担う機関を設置します。 ◇経済的な理由で成年後見制度の利用が困難な方に対して費用助成を行うなど、必要な方に制度の利用が行き届くための支援を行います。 ◇権利擁護に関する地域連携体制の充実に向け、家庭裁判所、権利擁護支援センター、社会福祉協議会、各種専門家団体等と定期的に意見交換・情報共有を図るとともに、受任調整会議の実施をはじめ、後見人等の担い手確保に努めます。 ◇高齢者や障がいのある人、子どもなどへの虐待を未然に防止するため、虐待防止ネットワークを確立し、虐待の早期発見・予防に取り組むとともに、虐待が発生した場合の権利擁護を含めた問題解決のため、関係機関との緊密な連携を推進します。 ◇ドメスティック・バイオレンス（DV）などの人権侵害に関して気軽に相談できる窓口を設置し、関係機関と連携しながら、周知活動を含めた相談体制の充実を図ります。また、DV被害者の安全を確保するため、一時的な保護や自立支援などに努めます。
町社協による取組／互助・共助・公助	<ul style="list-style-type: none"> ◇自らの判断能力が十分でない人などが必要とするサービスの適切な利用や、日常的な金銭管理を支援する日常生活自立支援事業について、広く町民に対する情報提供を進めるとともに、相談支援体制を充実するなど、分かりやすく、利用しやすい制度の運用と普及を促進します。 ◇地域全体としての見守りネットワーク活動の中で、「見守り」、「声かけ」等を推進し、地域の高齢者の異変に早く気づき、権利侵害、孤独死・孤立死、虐待、自死の防止に努め、行政や専門機関への適切な対応につないでいきます。

(3) 安全・安心な地域づくり

■□めざす姿□■

昨今、オレオレ詐欺、架空請求詐欺、還付金詐欺等の特殊詐欺のほか、スマートフォンの急速な普及に伴ってSNS等による被害が増えてきていることから、警察など関係機関との連携強化や情報提供や連絡相談体制の充実が必要です。

また、特に認知症、生活困窮者、発達障がい者、閉じこもりなどに対する包括的な支援体制の整備が不可欠です。

積極的な情報の提供、見守り・援助活動、社会参加の促進など、地域をあげてあらゆる町民を支えるための施策を通じて安全・安心な地域づくりをめざします。

■□今後の取組□■

	取組の内容
主に住民・地域による取組／自助・互助	<ul style="list-style-type: none"> ◇日頃から各種制度に関する情報提供に関心を持つようにしたり、周囲との情報交換の機会を積極的に活用するなど、必要なサービスを適切に利用できるようにします。 ◇あいさつ、声かけ等見守り活動を積極的に実施します。 ◇要援護者の把握活動に協力します。 ◇日頃より防犯意識を高め、不審な電話や訪問があった際には関係機関に相談します。 ◇悪質商法等の被害を未然に防ぐための正しい消費知識の習得に努めます。
町による取組／共助・公助	<ul style="list-style-type: none"> ◇民生委員・児童委員、主任児童委員やサービス提供事業者などによる見守り活動、包括支援センター職員による訪問活動など見守りネットワークの一層の充実に努め、プライバシーに配慮しつつ見守り・援助活動を推進します。 ◇認知症対策として、認知症サポーターの活用や高齢者等徘徊者支援ネットワーク体制の確立と充実に努めます。 ◇生活困窮者の把握、生活困窮者に対する地域の支援体制を構築するとともに、生活支援相談事業や自立支援事業など相談から就労支援、その他包括的な支援を推進します。 ◇育児で閉じこもりがちな親子の社会参加を促すために、関係機関と連携し、親子の居場所づくりの充実に努めます。 ◇発達障がい児など新たな支援が必要な分野において、その支援体制づくりに努めます。 ◇民生委員・児童委員、主任児童委員への各種研修の実施や情報提供など、民生委員・児童委員、主任児童委員の活動を支援します。 ◇警察など関係機関との連携強化や情報収集に努め、情報提供や連絡相談体制の充実を図ります。
町社協による取組／互助・共助・公助	<ul style="list-style-type: none"> ◇日頃から、各種制度に関する情報提供に努め、地域住民の情報交換の場や機会を積極的に設けるなど、必要なサービスが適切に利用できる環境づくりを整えるようにします。

	取組の内容
	<ul style="list-style-type: none"> ◇支援の声が届くよう、地域との連携を図り、全町的な視野から早期発見・早期対応のネットワークづくりを進めます。 ◇様々な媒体や機会を利用しながら、各種福祉制度や人権等に関わる周知を図っていきます。 ◇防犯や詐欺に関する講座、訪問時の声掛けや不審電話等の確認に努めます。 ◇自分の身は自分で守る意識づくりと地域の安全について考える機会を持ち、見守り体制の構築を支援します。

第5章 計画推進のために

1 協働体制の確立

計画に基づく施策を推進していくためには、町民、ボランティア、町社協、行政などがお互いに連携し、それぞれの役割を果たしながら一体となって、総合的、長期的な視点から各目標に取り組み、協力・協働して活動を推進することが重要です。このため、次のような協働体制の確立をめざします。

(1) 地域・町民の役割

地域の一人ひとりが、福祉に対する意識や認識を高め、地域社会の構成員の一員であることの自覚をもち、地域福祉の担い手として自らボランティアなどの社会活動に積極的かつ主体的に参加し、ある時は隣近所と協力し、事業者からの情報、サービスの提供を受けながら目標に向かって取り組んでいくことが求められます。

(2) 町社協の役割

地域福祉を推進していくことを目的とする団体として設置されている町社協は、地域の実情を把握し、町民とともに地域課題に取り組む組織です。

町社協は、総合的な相談事業、ボランティア活動の推進、福祉意識の啓発、人材育成、小地域ネットワークの構築、地域の実情に応じたサービスの提供や支援など、今後さらに地域に密着した活動を通じ、「共助」のための福祉組織づくりの推進に努めます。

(3) 町の役割

地域福祉の推進にあたって、町には町民の福祉の向上をめざして福祉施策を総合的に推進する「公助」としての責務があります。それを果たすために、地域福祉を推進する町社協や自治会、民生委員・児童委員、主任児童委員、ボランティア団体などと相互に連携、協力を図るとともに、町民のニーズの把握と地域の特性に配慮した施策の推進に努めます。

さらに、地域福祉への住民参加を促進し、地域福祉活動拠点の整備に関する支援や情報提供の充実に努めます。

(4) 社会福祉法人の役割

社会福祉法人は、それぞれ専門機能を有しており福祉サービスの拠点としての役割を担います。

(5) 民生委員・児童委員、主任児童委員の役割

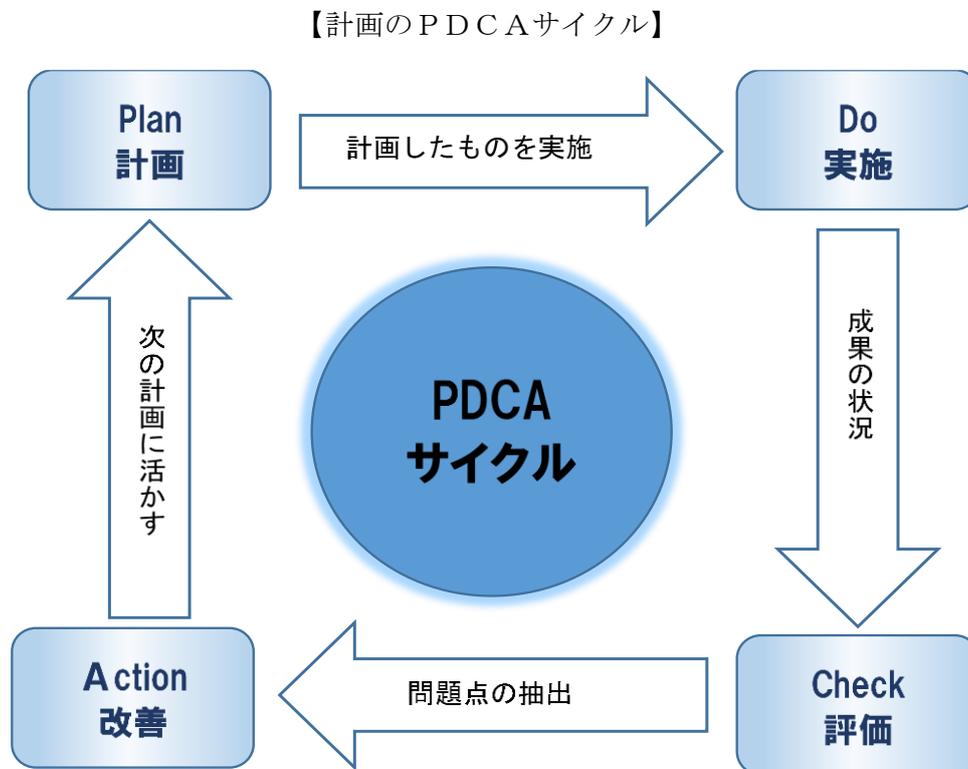
民生委員・児童委員、主任児童委員は、町民の身近な相談相手として、また、行政とのパイプ役として、地域福祉の推進に努めます。

2 計画の点検・評価

計画を推進していくために、本計画の施策について、実施状況の点検や評価を毎年度実施し、必要な場合は、取組内容の見直しを行っていきます。

また、本計画は地域の多様なニーズに幅広く対応するため各関係機関の連携が必要なことから、行政はその総合的な把握に努めるとともに、庁内担当課は各施策の進捗状況を把握し、庁内関係部署と連携を図りながら、施策を推進します。

さらに、本計画及び計画の実施状況に係る情報を、広く町民に周知していくため、町の広報紙やホームページ、公式 SNS 等、様々な媒体を活用してきめ細かな情報提供に努めます。



若桜町地域福祉計画・地域福祉活動計画

(2025年度～2029年度)

発 行 / 2025(令和7)年3月

発 行 者 / 鳥取県 若桜町

問 合 せ 先 / 若桜町役場福祉保健課

〒680-0792 鳥取県八頭郡若桜町若桜 801 番地 5

電 話 0858-82-2232

IP 電話 982-2232

F A X 0858-82-0134

E-mail fukushi@town.wakasa.tottori.jp

若桜町社会福祉協議会

〒680-0701 鳥取県八頭郡若桜町若桜1247番地1

電 話 0858-82-0254

IP 電話 982-0254

F A X 0858-82-1204

E-mail waka-syakyo@water.ocn.ne.jp
